

目 次

◎会議録第1号（12月9日）議案説明

開 会	4
町長挨拶	4
開 議	4
日程第1	会議録署名議員の指名 5
日程第2	会期の決定 5
日程第3	諸般の報告 5
日程第4	議案第66号 松前町職員の旅費に関する条例 5
日程第5	議案第67号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に 関する条例等の一部を改正する条例 6
日程第6	議案第68号 松前町水道事業給水条例及び松前町下水道 条例の一部を改正する条例 7
日程第7	議案第69号 松前総合文化センター、松前町ふるさとラ イブラリー及び松前公園の指定管理者の指 定期間の延長について 9
日程第8	議案第70号 令和7年度松前町一般会計補正予算（第5 号） 14
日程第9	議案第71号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算（第3号） 14
日程第10	議案第72号 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予 算（第3号） 14
散 会	16

~~~~~

### ◎会議録第2号（12月15日）一般質問

|      |               |
|------|---------------|
| 開 議  | 22            |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 22 |
| 日程第2 | 一般質問          |
| 12番  | 村井慶太郎議員 22    |
| 13番  | 藤岡 緑議員 32     |
| 6番   | 曾我部秀司議員 41    |
| 2番   | 池内 邦仁議員 52    |
| 10番  | 影岡 俊範議員 57    |

|     |    |
|-----|----|
| 散 会 | 62 |
|-----|----|



◎会議録第3号（12月22日）委員長報告

|        |            |                                                  |    |
|--------|------------|--------------------------------------------------|----|
| 開 議    | 67         |                                                  |    |
| 日程第1   | 会議録署名議員の指名 | 67                                               |    |
| 日程第2   | 議案第66号     | 松前町職員の旅費に関する条例                                   | 67 |
| 日程第3   | 議案第67号     | 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例              | 67 |
| 日程第4   | 議案第68号     | 松前町水道事業給水条例及び松前町下水道条例の一部を改正する条例                  | 69 |
| 日程第5   | 議案第69号     | 松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の指定期間の延長について | 70 |
| 日程第6   | 議案第70号     | 令和7年度松前町一般会計補正予算（第5号）                            | 71 |
| 日程第7   | 議案第71号     | 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                      | 71 |
| 日程第8   | 議案第72号     | 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）                        | 71 |
| 追加日程第1 | 議案第73号     | 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例                        | 75 |
| 追加日程第2 | 議案第74号     | 令和7年度松前町一般会計補正予算（第6号）                            | 77 |
| 追加日程第3 | 議案第75号     | 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）                      | 77 |
| 追加日程第4 | 議案第76号     | 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）                     | 77 |
| 追加日程第5 | 議案第77号     | 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）                        | 77 |
| 追加日程第6 | 議案第78号     | 令和7年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）                          | 77 |
| 追加日程第7 | 議案第79号     | 令和7年度松前町下水道事業会計補正予算（第1号）                         | 77 |
| 閉 議    | 82         |                                                  |    |

|      |    |
|------|----|
| 町長挨拶 | 82 |
| 閉 会  | 82 |

12月9日（第1号）

令和7年第4回松前町議会定例会会議録

令和7年12月9日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1番 重松知之  | 2番 池内邦仁  | 3番 池田幸子   |
| 4番 西村元一  | 5番 渡部恵美  | 6番 曾我部秀司  |
| 7番 住田英次  | 8番 田中周作  | 9番 城村トキ子  |
| 10番 影岡俊範 | 11番 稲田輝宏 | 12番 村井慶太郎 |
| 13番 藤岡 緑 | 14番 加藤博徳 |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

4番 西村元一

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町 長           | 田中浩介 |
| 副町長           | 徳居芳之 |
| 教育長           | 足立一志 |
| 総務部長          | 大川康久 |
| 保健福祉部長        | 金子貴徳 |
| 産業建設部長        | 山田善仁 |
| 出納局長          | 仙波晴樹 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 住田民章 |
| 総務課長          | 平村展章 |
| 財政課長          | 中村明博 |
| 税務課長          | 塩梅敬介 |
| 危機管理課長        | 金子裕之 |

|         |        |
|---------|--------|
| 町民課長    | 渡辺 司   |
| 福祉課長    | 佐藤 真一  |
| 保険課長    | 楠田 洋子  |
| 子育て支援課長 | 大西 雅弘  |
| 健康課長    | 渡部 直樹  |
| まちづくり課長 | 大政 邦弘  |
| 産業課長    | 大塚 英輔  |
| 会計課長    | 田中 俊臣  |
| 会計課技監   | 永井 仁   |
| 上下水道課長  | 住田 俊哉  |
| 学校教育課長  | 柏原 正   |
| 社会教育課長  | 三原 三千夫 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |       |
|-------------|-------|
| 議会事務局長      | 田中 志延 |
| 議会事務局<br>書記 | 坂本 礼子 |

令和7年第4回松前町議会定例会

議事日程表

No. 1

|       |              |                                                  |               |
|-------|--------------|--------------------------------------------------|---------------|
|       | 令和7年12月9日(火) | 午前9時30分                                          | 開議            |
|       | 開会           |                                                  |               |
|       | 町長挨拶         |                                                  |               |
|       | 開議           |                                                  |               |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |                                                  |               |
| 日程第2  | 会期の決定        |                                                  |               |
| 日程第3  | 諸般の報告        |                                                  |               |
| 日程第4  | 議案第66号       | 松前町職員の旅費に関する条例                                   |               |
| 上程    | 提案理由説明       | 質疑                                               | 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第5  | 議案第67号       | 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例              |               |
| 上程    | 提案理由説明       | 質疑                                               | 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第6  | 議案第68号       | 松前町水道事業給水条例及び松前町下水道条例の一部を改正する条例                  |               |
| 上程    | 提案理由説明       | 質疑                                               | 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第7  | 議案第69号       | 松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の指定期間の延長について |               |
| 上程    | 提案理由説明       | 質疑                                               | 委員会付託(文教厚生)   |
| 日程第8  | 議案第70号       | 令和7年度松前町一般会計補正予算(第5号)                            |               |
| 上程    | 提案理由説明       | 質疑                                               | 委員会付託(予算決算)   |
| 日程第9  | 議案第71号       | 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)                      |               |
| 上程    | 提案理由説明       | 質疑                                               | 委員会付託(予算決算)   |
| 日程第10 | 議案第72号       | 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)                        |               |
| 上程    | 提案理由説明       | 質疑                                               | 委員会付託(予算決算)   |

○議長（住田英次） 開会に先立ちまして御報告します。

4 番西村元一議員から欠席届が提出されています。

午前 9 時30分 開会

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 7 年第 4 回松前町議会定例会を開会します。

町長より招集の挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、令和 7 年松前町議会第 4 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集いただき、誠にありがとうございます。

本議会におきましては、令和 7 年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議をいただきますようお願い申し上げます。

さて、10月25日、26日の 2 日間にわたり、町制施行70周年を記念した第50回まさき文化祭を開催いたしました。

文化センターでは、作品の出展や芸能発表が行われ、子どもから大人まで日頃の活動成果を披露していただきました。また、婦人会によるバザーや老人会の皆さんによる餅つき大会なども実施され、例年以上に活気あふれる文化祭となりました。

さらに、今年は町制施行70周年と文化祭50回の節目の年であることから、町内有志で構成された実行委員会により、まさきエンタメフェスタ2025を同時開催していただきました。

e スポーツ大会として実施した太鼓の達人王座決定戦をはじめ、コスプレ参加型イベント、自由に漫画を読み、気に入った本は持ち帰ることができるまんの森、さらにタレント藤本美貴さんや声優の山口由里子さんによるトークショーなど多彩な催しが行われました。

これらの取組により、若者からお年寄りまで幅広い世代が楽しめるイベントとなるとともに、町内外における e スポーツやサブカルチャー文化の普及、そして若年層のコミュニティ形成にもつながったものと考えております。

さて、本定例会には、条例案件 3 件、予算案件 3 件、その他議決を求めるもの 1 件、合わせて 7 件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（住田英次） 挨拶が終わりました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

6番曾我部秀司議員、8番田中周作議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（住田英次） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る12月2日の議会運営委員会で協議の結果、本日から12月22日までの14日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの14日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（住田英次） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下、関係者の出席を求めましたので、御報告します。

次に、お手元に配付しています諸般の報告のうち、主なものを御報告します。

まず、議員派遣について、10月8日、松山市で開催された第63回四国地区町村議会議長会研修会に議員を派遣し、政治ジャーナリストの青山氏と元NHKアナウンサーの三宅氏の講習を受講しました。

次に、行政視察について、10月22日に埼玉県朝霞市議会議員のBiz G M a s a k iの取組についての視察研修を受け入れました。

次に、監査委員より、令和7年8月、9月、10月分の例月現金出納検査の結果について、収納・支払いに伴う会計手続は正確に行われ、残高も一致し、確実に保管されていることを確認した旨の報告がありました。

そのほか、11月1日に議会だより127号の発行を行いました。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

### 日程第4 議案第66号 松前町職員の旅費に関する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

日程第5 議案第67号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第4、議案第66号松前町職員の旅費に関する条例及び議案第67号松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の3ページをお開きください。

議案第66号及び議案第67号について一括して提案理由を申し上げます。

議案第66号及び議案第67号は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行等を考慮し、宿泊費の上限額を引き上げ、経済社会情勢の変化に対応するほか、町費の適正な支出を図るため規定を整備するなどの措置を講ずるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第66号及び議案第67号について補足して説明いたします。

まず、議案第66号についてですが、議案書3ページを御準備ください。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行等を考慮して、経済社会情勢の変化に対応するため、松前町職員の旅費に関する条例を3ページから12ページに示すとおり全部改正し、宿泊費の上限額の引上げや従前の日当を廃止し、新たに宿泊手当を新設するほか、適正な処理を行うための規定を整備します。

会計年度任用職員、固定資産評価員に対しても同様に扱います。

次に、議案第67号についてですが、議案書13ページを御準備ください。

先ほどの松前町職員の旅費に関する条例の全部改正を考慮して、松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例により、松前町議会議員特別職及び消防団員についてもそれぞれ同様に改めます。

改正の概要については、参考資料3ページから4ページにかけて、それぞれの額面等について記載していますので、後ほど御確認ください。

なお、この2つの条例は令和8年4月1日から施行することとします。

以上で議案第66号及び第67号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第66号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第66号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第67号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第67号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第68号 松前町水道事業給水条例及び松前町下水道条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第6、議案第68号松前町水道事業給水条例及び松前町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書17ページをお開きください。

議案第68号について提案理由を申し上げます。

災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者等から指定を受けた者等に給水装置工事又は排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、他の水道事業者等から指定を受けた者等であっても給水装置工事又は排水設備等の新設等の工事を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、山田公営企業部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく

お願いいたします。

○議長（住田英次） 山田公営企業部長。

○公営企業部長（山田善仁） それでは、議案第68号について補足して御説明いたします。

議案書17ページを御覧ください。

今回の改正は、給水装置工事や排水設備等の新設等の工事を行うことができる町が指定した工事事業者について、災害その他非常の場合には工事事業者の不足が想定されるため、松前町以外の水道事業者等から指定を受けた者等であっても当該工事を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものです。

議案書17ページ、表の右が改正前、左が改正後になります。

改正の主な内容は、松前町水道事業給水条例第7条において、給水装置工事は管理者が指定した者でなければ施工してはならないとされていますが、改正後は災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者から指定を受けた者に給水装置工事を施工させる必要があると認めるときは当該工事を行うことができることを追加します。

議案書18ページ、中段の表を御覧ください。

松前町下水道条例第6条においても同様に、排水設備等の新設等の工事は管理者の指定を受けた者でなければ行ってはならないとされていますが、改正後は、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者から指定を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは当該工事を行うことができることを追加するものです。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で議案第68号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第68号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第69号 松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の指定期間の延長について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第7、議案第69号松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の指定期間の延長についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書19ページをお開きください。

議案第69号について提案理由を申し上げます。

令和7年度に松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の運営権者の公募を行いましたが無応募がなく、再度公募を行う期間が確保できないことから、令和8年度は、現指定管理者の指定期間を1年延長し、引き続き管理を行わせることとするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、三原社会教育課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（住田英次） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） それでは議案第69号について補足して御説明させていただきます。

議案書19ページの提案理由に記載のとおり、令和7年度に松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の運営権者の公募を行った結果、応募がなく、再度公募を行う期間が確保できないことから、今年度末で指定管理者との協定期間が終了しますが、現指定管理者の指定期間を1年延長し、管理運営を行うことが最善であると判断いたしました。

そこで、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書中段以降の記載内容を御覧ください。

管理を行わせる施設の名称及び所在地は、松前総合文化センター、松前町大字筒井633番地、松前町ふるさとライブラリー、松前町大字筒井633番地、松前公園、松前町大字筒井638番地の3施設でございます。

指定管理者は、愛媛県松山市三番町4丁目9番地5、伊予鉄総合企画株式会社代表取締役松伸一です。

指定期間は、現在令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしておりますが、これを令和3年4月1日から令和9年3月31日までに改め、1年延長するものでございます。

以上で補足の御説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） お尋ねしたいんですけどね、延長ということで、延長期間中にまた公募をされると思うんですけどね、その公募にまた応募者がなかった場合ですね、今後、来年、再来年以降はどういうふうな進展をしていくんか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（住田英次） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） 失礼します。

来年度1年間、指定管理のほうを延長して管理運営をしていただきます。その間来年度1年間で今後指定管理方式で継続して管理運営を行うか、それかまたPFIの手法を用いて管理運営者を公募するか、いずれかまた来年度1年間で検討して、それによって進めていきたいと思いますが、文化センターのほうはこれから第2期工事で大きな改修が入りまして、ほぼ1年ちょっとぐらいの期間、施設のほうを休館しないといけないというふうなこともございまして、今後、1年間延長期間が終わった後に、どのような手法で管理運営をしていくか、来年度1年間検討していきたいと現在考えているところでございます。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 分かりました。もう一個質問したいんですけど、課長の肌感で、来年1年延長して翌年にまた公募をされると思うんですけど、どうするかはまだ決まっていなくて、もし公募したときに公募してくる業者がおる確率的なものは何%ぐらいあるんですか、ぶっちゃけ。

○議長（住田英次） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） 失礼します。

確率というのは、私のほう、今現在、それはここで話すことは、ちょっと難しいんですけど、応募の手法、指定管理にしてもPFIの事業にしても、指定管理であれば一応指定管理料のほう、そちらのほう、今現在、昨今いろんな物価高、また人件費の高騰、そういったものが影響しておりますので、管理料の見直しも行うとともに、PFIで継続して実施するにしても、今度はサービス購入料のほう、いわゆる指定管理料と同じようなものではございますが、サービス購入料、町のほうが管理運営者のほうに対してお支払いする対価ということになります、こちらのほうをまた見直しを図った上で公募をかければ、応募してくださる事業者さんはいらっしゃるのではないのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） これ3回目なんで。計画では、10年間の指定管理してもらうのに、P F I か、あれしてもらうのに9億1,000万円、年間でいうたら9,100万円ぐらい要るわけですよ、10年間で9億円やけん。でも、今の指定管理は八千何万円よね。金額的に今のまま継続するほうが松前町にとって得なんかなど。10年間ごっそり預けると9億1,000万円要る、今の指定管理者やったら8,000何ぼで済むと思うと、10年間やっても8億7,000万円ぐらいかなということで、そういうところも加味して、今後は慎重に検討していただけたらうれしいなと思います。

以上です。

○議長（住田英次） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） 失礼します。

現在の指定管理料、P F I で募集した際は年間約9,000万円、9億1,000万円の債務負担のほうを上げさせていただいておりましたが、次回、指定管理者を公募するにしても、先ほどもちょっと申し上げましたが、いろんな物価の高騰等も、あと人件費等も上がってきておりますので、そういったところも加味して指定管理料のほうを算定して公募をかけたかなと思っているところがございます。幾分かでも町の持ち出しも増えていったんでは、町の持ち出しが増えるということもなるべくは増えないように考慮しながら、ただ民間の事業者さんにとっても、それなら管理を請け負おうかと思っただけのような金額設定を、ちょっと難しいとは思いますが今後検討して行って、そういった形で公募をかけていきたいなと思っているところです。

（12番村井慶太郎議員「ありがとうございました」の声あり）

○議長（住田英次） ほかに質疑はありませんか。

14番加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 以前に、この文化センターの指定管理については、P F I で長年やっていただくことによって安くできるという表現があったと思うんですね。特に文化センターの中の広域学習ホールにおいては、やはり音響を含めた照明のある程度プロ的な要素の技術が必要だと思うんですね。セクションが変わるとそういう人がまた一からなるんか、継続してするんか分かりませんが、そういうことを踏まえたP F I の運営の仕方だったというふうに思っているんですが、来年切り替える段階でもう公募がいなかったということは、そこんところの募集に何が原因して、経営が成り立たんのであれば、恐らく応募に来ないと思うんですが、長年やることによって経営が安定するという表現からすると、ちょっと矛盾があるんじゃないかと思うんですね。そこんところいかがですか。

○議長（住田英次） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） 失礼します。

今回PFIの導入については、我々も一番期待していたところが、まず民間の皆さんのお知恵によって、今までにない文化センターの新たな管理運営スタイル、それと管理運営経費が事業者さんのほうの収益事業によって、幾分かでも松前町の経費も抑えられるといったところを期待して今回実施いたしました。今回残念ながら提案者がなく、今後PFIを継続して公募するか、先ほど御説明させていただきましたが、指定管理で行っていくかというところを、今後、深く1年間で検討して、また再公募に臨まないといけないんですけど、今、加藤議員さんがおっしゃられたような、ホールの運営等も今後募集する際には、そういったところも応募していただける事業者さんのほうにはしっかりとホールのほうの管理運営とかもしていただけるような形で、公募をかけていくような形で実施していきたいと考えているところではございます。

○議長（住田英次） 14番加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 今お答えいただきましたが、民間のすばらしいところを導入してというふうなことがありましたが、それは事前に理事者のほうの考えが甘かったんじゃないかと思うんですね、私自身は。具体的に申しますと、いろんな考え方があろうかと思うんですが、例えば、事業をするに当たりまして、イベントするに当たりまして、松前町の入場料は安いという反面、実際のイベントの金額と町が補助している金額の割合が50、50ぐらいじゃなかったかと思うんですが、今どうなっているか調べてないんですけど、そういうことを踏まえた全体の運営の在り方に問題があると思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（住田英次） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） 失礼します。

今現在、文化センター等で行っております自主事業等に係る町民の方の入場料とかそういった経費のことにつきましては、これは取りあえずイベントを実施するに当たっての必要となる経費、それと自主事業として実施していく場合、採算性とかも考慮しながら、運営者のほうで設定している金額ではございますが、そのあたりは町民の皆さんに御参加いただきやすいような金額設定というのを今後は心がけていかないといけないと思っております。今後はというか、今までもそういう形で設定させていただいていたと思うんですけど、今後につきましても、町民の皆様には御利用、御参加いただきやすい金額設定というのを心がけていかないといけないと思っております。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） いろんな理由があろうかと思うんですけど、文化センターの運営内容の資料については、議員のほうにもあまり公表はされていないと思うんで、詳しいことがよく分からないんで、そのあたり、今言われました自主事業の比率とか分かりましたら委員会までに資料をいただきたいと思っております。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 最後に答弁させていただけたらと思います。

加藤議員から御指摘も確かなところがあると思います。

公共施設なんですけれども、これに関して言うと、採算性のところ、多分皆さん共通認識として持っておられると思うんですけれども、公共施設というものは、税金を投入して維持管理をしています。なので、利用料金がかかなり安く抑えられてます。民間との大きな違いはそこなんですよね。民間がつくる場合は、ビジネス主体になってきますので、利用料金の設定も当然利益が出るような設定をしていきますけれども、公共施設の場合は、広く町民の皆様とか近隣の方々が使えるような施設の設計をしております、料金も税金を投入することで低く抑えているという側面があります。そういった中で、指定管理という制度で続けていくことは可能だと思いました。可能なんですけれども、一方でP F Iという手法に挑戦したのは、あくまで挑戦のスタンスなのかなというふうに僕は認識をしまして、P F Iのいいところは、先ほど課長も申し上げましたとおり、民間の活力を生かすことができるという点でございます。指定管理料としては、指定管理料とP F Iの料金を比べた場合、P F Iのほうが高くなっていたということなんでございますけれども、もしかしたら、P F Iの可能性としては、文化センターの主たる機能としては、当然、税金を投入して維持管理していくので利用料は抑えると。抑えるけども一方で、空いてるスペースなどをうまく、例えばカフェにするであるとかそういった活用をすることで、収益性のあるものを入れていくことで、全体の収益を出した分はこちらにまた返ってくる利益が出るかもしれないので、そういう可能性を少し検討したいというところで今回挑戦をしたものでございました。

ただ一方で、民間事業者からすると、10年間という期間で利益が本当に出せるかというところは、指定管理料と比べるとリスクのある分野にはなってきますので、そこが今回のネックになったかなと思ってます。ただ、指定管理という方法とP F Iという方法、今2つ選択肢が取れるような状態もありますので、今後1年間検討して、もうやっぱりこれ無理だなという場合は、当然もう指定管理になってくると思います。ただ、可能性はゼロにしないということで検討を続けていかせていただけたらと思いますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（住田英次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第69号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第70号 令和7年度松前町一般会計補正予算（第5号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第9 議案第71号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第10 議案第72号 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次） 日程第8、議案第70号令和7年度松前町一般会計補正予算第5号、日程第9、議案第71号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号及び日程第10、議案第72号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号の3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 予算の議案書3ページをお開きください。

議案第70号から議案第72号について一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書5ページをお開きください。

令和7年度松前町一般会計補正予算第5号は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億2,925万5,000円を追加し、総額を153億1,273万5,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について、参考資料により説明いたします。

参考資料の9ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、消防の充実のため、第5分団消防詰所の建設に向けた工事設計を行います。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、養護老人ホーム等への入所措置費が当初の見込みを上回るため、不足する経費を追加し、高齢者支援の充実を図ります。

また、障がい者及び障がい児支援の充実では、障害者医療、自立支援給付費及び障害児通所給付費が当初の見込みを上回るため、不足する経費を追加し、障がい者及び障がい児の自立と社会参加を促進します。

また、子育て支援の充実では、私立保育園委託及び教育・保育給付費が当初の見込みを上回るため、不足する経費を追加するほか、子ども医療費及びひとり親家庭医療費についても、当初の見込みを上回るため、不足する経費を追加いたします。

さらに、令和8年4月から、乳幼児等通園支援事業を新たに開始することに伴い、電話設備や備品など、事業実施に向けて必要となる経費を計上いたします。

このほか、子どもを持ちたい夫婦を支援するための不妊治療助成事業について、不妊治療における先進医療費に対する補助金が当初の見込みを上回るため、不足する経費を追加します。

また、健康づくりの推進では、年末年始における医療の提供体制の強化を図るため、不足する経費を追加いたします。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、学校教育の充実に向け、不登校の児童生徒を支援するために整備する教育支援センターの工事設計を行います。

また、北伊予中学校及び松前中学校について、令和8年4月から学級数が増加することに伴い、配送コンテナなど必要となる備品を購入します。

そのほか、町内全ての小中学校体育館及び松前公園体育館に空調設備を早期に導入するため、調査設計費用の債務負担行為を行い、導入に向けた準備を進めます。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、道路交通網の充実のため、道路改良に係る県営事業について、その経費の一部を負担します。

また、港湾の適正管理のため、松前港の保全、保安や機能の確保に係る県営事業についても、その経費の一部を負担します。

そのほか、今年度、福祉関係事業の推進のための多額の寄附金を受けたことから、この寄附金を活用し、保育所運営、児童クラブ運営、認知症カフェなどの事業を充実させるための備品を購入します。

なお、補正予算の財源としましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が446万2,000円の増、一般財源が1億2,479万3,000円の増となっております。

続きまして、予算の議案書31ページをお開きください。

議案第71号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,261万5,000円を追加し、総額を29億8,877万7,000円とするものです。

次に、予算の議案書43ページをお開きください。

議案第72号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号は、規定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ223万円を追加し、総額を31億4,680万9,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第70号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第70号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第71号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第71号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第72号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第72号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時9分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 曾 我 部 秀 司

松前町議会議員 田 中 周 作

12月15日（第2号）

令和7年第4回松前町議会定例会会議録

令和7年12月15日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた11名である。

欠席議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	4番 西村元一	5番 渡部恵美
---------	---------	---------

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田中浩介
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	金子貴徳
産業建設部長	山田善仁
出納局長	仙波晴樹
教育委員会 事務局長	住田民章
総務課長	平村展章
財政課長	中村明博
税務課長	塩梅敬介
危機管理課長	金子裕之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	佐藤 真一
保険課長	楠田 洋子
子育て支援課長	大西 雅弘
健康課長	渡部 直樹
まちづくり課長	大政 邦弘
産業課長	大塚 英輔
会計課長	田中 俊臣
上下水道課長	住田 俊哉
学校教育課長	柏原 正
社会教育課長	三原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長	田中 志延
議会議務局書記	坂本 礼子

令和7年第4回松前町議会定例会

議事日程表

No. 2

令和7年12月15日（月）

午前9時30分

開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（提出順位）

○議長（住田英次） 開会に先立ちまして御報告します。

1 番重松知之議員、4 番西村元一議員、5 番渡部恵美議員から欠席届が提出されています。

午前9時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

9 番城村トキ子議員、10 番影岡俊範議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（住田英次） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 12番村井慶太郎です。ただいまから一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、今、日本各地で地震が多発しておりますので、町民の皆さん、職員の皆さんも気を緩めないように、南海トラフも結構叫ばれておりますので、くれぐれも気をつけるようにしてください。

それでは最初に、水道事業について。

水道事業について質問したいんですけど、これ原因工事費用負担ということで、ちょっと要旨のそこには分かりやすく、町の水道管に損害を与えた場合の費用負担について、近隣市町では土木工事等で市町の水道管に損害を与えた場合の復旧工事費や流失した水の料金負担について、原因者負担とすることが規程等で定めているが、町の対応はということなんですけど、これ何で聞くかという、来年3月末で水源地が松前町全部完備しますよね。ほいで、水道代も上がってきて、企業会計ですから町民負担で水道代を賄っていくわけなんですよね。ほいで、水道代も値上がりしてしまうんで、どこの誰様か分からんような人が工事して、仮に言うたら水道を直すまでに3時間水が出っ放しになったと、そのよ

うなときのことを聞いてるんですが、今後、町ではどのように考えているか、お答えをしてください。

それと、特設配水管布設工事について、近隣市町では水道管が近くにない場合に家を建てる場合、市町が家の近くまで水道管を布設する特設配水管布設工事制度があるが、町の対応はということなんですけど、これも松前町は仮に100メートル向こうに家を建てるんやと。ほな、それは個人で負担して100メートル分の水道を引かないかんですよ、道路に。そうしたときに、個人負担で水道管を引いて、松前町の場合はそれを松前町に寄附採納せえと。ほで、寄附採納したら、今度は手前の方に家を建てる人は、その水道管から、言うたらただみたいなお金で給水できるんですよ。100メートル向こうで家を建てた人は100メートル分、何百万円要るか知らんけどこれ負担するんですよ。

ですから、こういうふうな特配制度を設けるべきじゃないかなと。不公平感がかなりあるんで、奥の人は300万円要って水道引いたのに、それを町に寄附採納して、手前で家を建てる人はちょっとそこから引くだけで全然費用負担が要らんので、不公平があるんじゃないかということで質問させていただきます。町の考えをお願いします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） それでは、水道事業についてお答えいたします。

初めに、町の水道管に損害を与えた場合の費用負担について、近年、町内での土木工事や家屋の解体工事に伴う水道管の破損事故は増加傾向にあり、直近10年間の平均で年間およそ7件、このうち家屋の解体工事による小口径給水管の破損事故が大半を占めている状況です。

事故が発生した際には、職員が現場に急行し、止水、応急対応、復旧工事の段取りなど、状況に応じた対応を行っております。

復旧工事費につきましては、規程こそございませんが、従来から原則原因者負担としております。

一方で、一部の近隣市では、復旧工事費に加え、流失した水の料金や職員出動に係る費用まで原因者に求める仕組みが明確に整備されております。

本町では、これまで復旧工事費に限定して原因者負担としてきましたが、破損事故が一定数発生していることや、水道料金全体の見直しを行ったことなどを踏まえ、費用負担の在り方をより明確に整理する必要があると考えております。

こうした観点から、復旧工事費に加え、請求可能な費用の範囲、業者に対する事前の周知、注意体制などについて、近隣市の制度も参考にしながら、原因者負担の明確化に向け規程の整備を進めていきたいと考えております。

次に、特設配水管布設工事について、特設配水管布設工事制度とは、既存の配水管が近

くない地域で給水の申込みをいただいた際に、将来の給水需要が見込まれる場合は町が道路内に新たに配水管を布設する制度であり、本町では主に昭和40年代から平成初期にかけて実施してきたところであります。

これまで本町では、特定の需要に対する事業であることから、一定の工事負担金をお願いする制度として運用してきました。しかし、近隣市町と比較いたしますと、個人負担の割合が相対的に大きくなることは認識しております。

また、個人が負担して布設した水道管を町に帰属した後に、その水道管から給水を希望される方が比較的少ない負担で利用できる場合もあります。この点につきましては、受益と負担のバランスという点において、制度上の課題があると考えております。

一方で、町が全額負担で配水管を布設する場合には、住民の利便性の向上にはつながりますが、水道事業の独立採算という原則、さらには老朽管や施設の更新など将来的に大きな投資が必要な状況を踏まえ、慎重な判断が求められます。

こうした状況を総合的に踏まえ、個人負担と町負担の適切な在り方、負担の公平性、水道事業の持続可能性など、これらをしっかりと整理した上で、この特設配水管布設工事制度の見直しについて検討を進める必要があると考えておりますので、近隣市町の状況も参考にしながら、より適正な制度となるよう検討を深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。

やっぱりこの、言うたら原因工事で水道が噴き出したときに、その水道代、これはちょっとよその自治体の参考なんやけど、水道代の請求が一番高い水道代で請求すると、こうなっとんよ。そのようなども参考にさせていただいて、こんなこと言うたら失礼なんやけど、松山市から土木工事に来た人が水道管を裂いてしもうたと、松前の水道。ほたら、高い水道がばっばと出てしまう。これ、町民の水道代で賄うとんよね、また値上げもするんで。もうどこの誰が割ったか分からんような、確かに修理の工事代については、その原因社が払わないかん。これ今まで水道代はもらいよらんかったんよね。ですから、その水道代、どんな算定するんかどう分かんやけど、やっぱり厳しい措置してもろて、こういうふうになっとんですよというたら、その土木業者も多分気をつけて工事もしてくれると思うんよ。今まで水道代なんか払わんでええんじゃけんってばっばっばやる土木業者もおったんです。そんなとこと。

それと、よその自治体やけど、水道施設の移転、改造、撤去、その他変更を要する工事、こういうふうなんにも水道代の請求ができると、こうなっとんですよね。ほで、ただしというんがあって、事前に管理者と協議の上、原因工事施工依頼書、これを出すと、言うたらその工事に関しては要りませんよみたいな、そのようなどもあるんで、いろいろ

研究していただいて、もうぜひやっていただきたいと思います。

それと、前向きな答弁が次の特配制度、これにもあったんやけど、やっぱり後々お金が要るからというて、不公平感をその町民に押しつけるんは、ちょっと僕もいかがかなと思って、今まで僕も水道業者をやったんで、見積りしたら最高で1,000万円要るとこあったんです、奥の家で水道を引くんに。ほな、1,000万円かけて水道引きました、ほな手前の人は20万円で終わります、これはもう不公平感ならんで、検討しますということなんやけど、早々早くこれ検討していただいたらと思うんと。

それと、検討しますということなんですけど、ちょっと厳しいようなんやけど、いつぐらいまでにこの検討というんが制度が変わるようになるんですかね。ちょっとけつが知りたいんで、ちょっと無理かも分からんけど、いつ頃になりますという答弁いただきたいんですけど、どんなですか。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 規程の整備のスケジュールでございますが、ちょっと具体的なスケジュール感はまだございませんが、当制度の改正を進めるに当たって、負担の在り方とか負担の公平性、水道の持続可能性などをしっかりと整理した上で、他市町の事例も参考にしながら早めに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） なるべく早くお願いしたいところです。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

スポーツエンターテインメント構想について、スポーツエンターテインメント構想の今後の展望についてお伺いします。

アーバンスポーツパークとアリーナの整備について、様々な情報が伝えられていますが、施設の整備に当たっては、ブロードリスニングなどの手法も活用し、広く町民の意見も取り入れながら検討を進めるなど、町全体を盛り上げていく必要があると思います。

スポーツエンターテインメント構想について、これまでに報道等で発表されている内容は承知していますが、改めて現時点での展望をお伺いします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それでは、スポーツエンターテインメント構想についてお答えをいたします。

本町が掲げておりますスポーツエンターテインメント構想は、スポーツやエンターテインメントの力を生かし、若い世代の定着や健康づくり、地域のにぎわいの創出につなげ、将来世代にわたり持続的な活力を生み出すことを目的としているものでございます。

この構想の中には、アーバンスポーツパークの整備、そして将来的なアリーナの可能性の検討といった複数の要素が含まれておりますが、それぞれの位置づけや規模は明確に異なっております。

まず、アーバンスポーツパークについて申し上げたいと思います。

アーバンスポーツパークにつきましては、子ども議会からの提案や、多くの町民の皆様による署名活動など、若い世代を中心とした強い思いが寄せられているところでございます。

また、議会におかれましても、住民の皆様から提出された要望書を受け止め、町に対し真摯な対応を求めているなど、議会と行政が一体となってこのテーマに向き合ってきた経緯がございます。その点につきまして、町としても大変心強く感じており、改めて感謝を申し上げます。

現在は、11月に設置した検討会において、種目、規模、整備手法など、整備に向けた基本的な方向性を整理している段階であり、この検討会ではアリーナに関する議論は行っておりません。

また、御提案のありましたブロードリスニングのように、幅広い町民の声を丁寧に把握する手法も参考にしつつ、子どもから高齢の皆様まで多様な世代の方々に施設の内容や必要性をしっかりと御理解いただけるよう、対話の場を設けながら進めていく必要があると考えております。

整備に当たりましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金や地域活性化事業債、企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングなど、町の一般財源に極力負担を生じさせない仕組みを追求しながら、慎重に検討を進めてまいります。

次に、アリーナにつきましては、多額の整備費や広大な用地の確保、長期にわたる運営体制などが必要となることから、町単独で進められる性質のものではなく、最終的には民間事業者による投資判断が不可欠であると考えております。

現段階では、町が主導して整備に着手する段階にはなく、将来的な可能性をゼロにしないという位置づけにとどまっており、アーバンスポーツパークの検討とは明確に切り分けて考えています。

今後につきましては、アーバンスポーツパーク検討会で一定の方向性が見えた段階で議会の皆様に適切に共有をさせていただくとともに、町民の皆様の意見聴取の場を設けるなど、町民参加型での検討を進めてまいります。

スポーツエンターテインメント構想は、子どもたちの夢の実現に寄与するだけでなく、本町の人口減少対策や地域経済の活性化にもつながる重要な取組であると考えています。

議会の皆様と協力しながら、町全体が盛り上がる取組となるよう、丁寧に段階を踏んで進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。

アーバンスポーツパークについては、その検討会でいろいろお話しされると思うんで、今後前へ向いてどんどん進んでいくんだなと思ってはおりますが、このアリーナ整備です。町長が今ちょっと、ゼロではないような形と言うんやけど、僕はね町長、こんなこと言うたら失礼なんやけど、もっと前向きに、今チャンスなんですよ。ほで、今松山市は5,000人規模のアリーナ、でももう今日本はアリーナ建設に沸いとんですよ。ほで、大体5,000人というたら、調べたところによるとスポーツなら観戦ええんやと、でもエンターテインメントとかほかのそんなんはちょっと不向きなんやと。言うたら、コンサートをするにしても大御所は来てくれん。

そういうことで、大体今、千葉県に新しくやろうとしよんが2万人規模。大体1万人規模ぐらいが今常識になっとなやけど、5,000人というたら少なくてエンターテインメントもできんのです。言うたら、歌手とか来たときに利益が出んのです、5,000人。ほで、最近、去年、おととしかにできたSAGAアリーナ、あっこは8,700人できて、やっぱりいろんな声もあって一部反対する人もおったんよ、近隣の人が、SAGAアリーナについてです。ほな、コンサートはするな、したら音が漏れてうるさい、近隣の人がそういうふうな苦情で反対運動も起きとった。でも、できたら防音施設がすばらしいんで、音が一切表へ漏れんのです。ほで、今大体その近隣の人もできてからは、こんなに人が来るんやったら飲食店ももっと増やしてほしいとか何か賛成の声が上がっとる。こんなこと言うたら失礼なけど、エミフルも多分賛否の声が多かったと思うんです。でも、できたらみんな利便性もええし松前町にとってかなりええ事業よね。

このアリーナ、もっと町長、積極的にやってほしい。これはチャンスなんよ、松前にとって。ほで、SAGAのことばかり言いよんやけど、SAGAも土日祝日8,700人入る会場なんやけど、3年向こうまで予約がいっぱい詰まるとるというんです。それぐらいアリーナ、今高松1万人があらいね。そこで松前町も1万人規模ぐらいのアリーナをつくっていただいて、つくるというか誘致を考えていただいて、誘致できたら松前町、どんなにその経済効果が生まれるもんかと思って。

それと、ちょっともう一丁言いたいんが、アリーナの誘致したら、町長はそんな気持ちでやりよんかどうか知らんけど、松前町のレガシーに名前が残ってしまう、それぐらいの事業や思うんです。

SAGAなんかは、年間300億円ぐらいの経済効果があるということで、1年間で。それぐらいで、松前も1万人ぐらいの規模でやると、松山市は5,000人、松前町は1万人というたら、多分誘致がかなり確率が上がっていくんかなと。

そういうところで、今松前町は引っ張り合いということはないんやけど、松山市ともっと綱引きして、ほでやっぱり住民から議会からがもう皆協力するんやということで、アリーナをもうぜひ松前町に誘致をしてほしい、もっと力入れてやっていただくと。

それと、言うたら松前町に誘致してほしいんやけど、このときに町長、何もなしに手ぶらで来てくれ来てくれというんもいかん。やっぱりある程度形があるもん、僕の思うんは固定資産税10年免除しますから来てくださいとか形をつくってやっていただくと、もし仮に松前に来たら、これ企業名出してええんかどうか知らんけど、松前の東レさんありますよね、東レアローズとかもVリーグで試合をしていただいたり、ほでバスケット、Bリーグ、Vリーグ、それと町長が打ち出しとるeスポーツなんかも多分全国的なもんで観客も来ると思うんです。

ちょっと調べたら、スポーツなんかは地元のお客さんが9割ぐらい来るらしいんです。でも、エンターテインメント、歌手を呼んだりそんなことをすると県外からもかなり来る。物すごい経済効果というんはええんやけど、そんなところで5,000人というたらスポーツだけの観戦という感じなんやけど、1万人になるとコンサートもできるということで、各地でこけら落としなんかは有名どころが来てくれたりしよんやけど、松前町も有名どころ、僕、自分が思うんは矢沢永吉を来てほしいんやけど、いや、そんでええと、やっぱり県外の人によそへ行かんと見れんのが愛媛県で見れると。こんなところでやってもらいたいんと。

それと、ちょっとブロードリスニングという言葉が出たんやけど、多分これは新しいんで、なかなか分かってもらえん住民さんもおると思うので説明しますと、ブロードリスニングというんは、今話題の台湾はA Iがかなり進んどんです。そこのA I大臣か何かが考えたんやけど、A Iを活用して多様な住民の声を効率的に収集、分析し、政策立案に反映させて可視化できる手法、これをブロードリスニングというて、今大阪と東京で多分これ結構入れられと思うけど、松前もこれ入れて、署名活動も大変なんやけん、それよりもこういうふうな手法で町民の声を幅広く聞いていただくと町長のやる気ももうちょっと出るのかなというところで、もし来るんやったらBリーグ、Vリーグ、あとeスポーツなんかをやってほしいんで、1万人規模ぐらいでちょっと相手方と話して誘致をぜひ決めたいんやけど、ちょっと町長のお考えを、弱い考えじゃない強い考えでお聞かせ願いたいんですけど、どんなですか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 前向きな御質問を誠にありがとうございます。

このアリーナについてなんですけど、最初考えていたのは、まさに子ども議会からアーバンスポーツパークの要望が出てきたときに、そのとき実はちょっと考え始めてて、ちょうどアリーナがいろんな各地でつくられてます。村井議員が言われたことは、本当に多く

のことはもうそのとおりでございます。

個人的になるんですけど、沖縄アリーナというところがございまして、言ったら那覇市から大体30分ぐらいかかるところにあるアリーナなんですけど、そこを一回視察に行きまして、あれが大体8年、10年かけた計画になってるんです。開業してもう数年たってるんですけども、沖縄市が仕掛けた理由というのが、那覇市があつて沖縄市があつて北部が観光地なんですけど、沖縄市はどうしてもスルーされる町、言ったら松前町と少し似てるような状況があつたんです。そこで仕掛けたのが、今の現在の副市長さん。その当時の市長になられた方のその現状をどうにか打破したいという思いで、当時課長だった副市長さんが仕掛けていった事業になります。

この場合は、完全に公設民営という形で運営をしております。公設民営なので、つくるところまでは行政も一緒にタイアップしてやっていって、運営はもう完全に民営化すると。これアーバンスポーツパークもこの形でやろうというふうに思ってるんですけど。

アリーナの話がちょうど浮上してきたときに、その副市長さんからのお話も聞いていたので、どうにか可能性をゼロにしないような、松前町はどうせ子どもたちのエンターテインメントの力でそういったアーバンスポーツパークもつくり出すのであれば一体的に、ちょうど松前町にはエミフルMASAKIというのが立地してくれたおかげで人が集まる流れができて、これをシナジーを生かして、どうやって、じゃあ町の発展につなげていこうかって考えたときに、アーバンスポーツパークだけで終わらせない可能性を探りたいなということで、今回のスポーツエンターテインメント構想という大きな立て付けにしました。

沖縄アリーナの場合なんですけど、大体年間が黒字が3億円ぐらいで今回せてるという状況です。これが本当に理想的だなと思うんです。この間、公共施設のお話もありましたけども、文化センターであるとか、うちの総合体育館なんかは言うたら住民利用なので、税金も指定管理であるとか、もう松前町の場合は直営じゃなくなったんで、指定管理という形になりますけども、税金を投入して利用料を下げてもみんなが使える施設。沖縄市がやっているのは、それとは別で沖縄アリーナというのを民間の事業者と組んでつくって、そこは利用料もめちゃくちゃ高いんです、やっぱり。基本的には民間の大きなエンターテインメントに活用していくと。

もう一つ、すばらしいなと思ったのが、防災を入れてるというところ。やっぱり沖縄市もそこまで入る箱がなかったっていう課題があつたので、これを民間事業者と組んで設計の段階から、もちろん稼ぐアリーナをつくらなきゃいけないということで、どうやって、じゃあバスケットボールであれば例えば30日間しか試合がない、Vリーグを入れたとしてもそこまでの試合数がないんで、では300日ぐらい、あとどうやって稼働させるかというところで、まさにさっき村井先生が言われたようなライブのエンターテインメントを

入れてきたりとか、eスポーツであったりとか、ほかの国際会議なんかもするのかもしれないですがそういったもの、成人式に活用したりですとか、いろんな活用で365日で何とか運用益を出していくという方法を取って。

なので、沖縄市のアリーナの場合は指定管理はゼロなんです。税金を投入しないというところがございます。沖縄市の場合は、ちょっと松前町と違うのが1点、米軍基地がございますので、結構それが財源に使われてるとい部分もありますので、市のほうが結構お金を入れているんですけど、松前町の場合はそこまでの財源がないんです。ないので、アーバンスポーツと、できても地方創生の拠点整備の交付金があります。それがMAXで10億円までなんです。

と考えると、なかなか今例えば1万人規模クラスとか、SAGAアリーナが8,000人規模クラスだと、多分200億円から300億円ぐらいの建設費がかかってくると思うので、そうなるとうちができるところは拠点整備の交付金を引っ張ってくるところまでかなと。民間事業者の方と組んでやれるのはそこまでかなと思ってます。1つ出ました、固定資産税の優遇措置であるとか、例えばやり方としては土地を開発の段階までは町で、行政でやって、上物を民間事業者さんであれば、土地の分の固定資産税は、もしかしたらそこは減免をかけずとも町のままの所有で上を活用していただくという方法ももしかしたらあるのかなというふうに考える。これは全然今、案ですけど、そういう考えもしてます。

また、前向きに誘致を進めて欲しいということでございますので、本当に今お話しがあったブロードリスニングの手法なども、台湾はこれたしかオードリー・タンさんがデジタル大臣に抜てきされたときにつくった手法だったかと思います。いろんな幅広い、ウェブ上でいろんな声を集約して、AIが分析して、みんなの声がどこが多数派なのかというのを出していくような仕組みになるかなと思いますので、こういったものも活用して進めていきたいと思っております。

もしつくるのであれば、民間事業者の方がやっぱり決定をしなきゃいけないところになるかなとは思っているんですけど、松前町として、まだ松山市の案も今ある状態で、多分投資判断というところで民間事業者の方もいろいろ試行錯誤をされてると思います。

これ、実は松前町だけで僕も見なくて、中予を考えたときに、やっぱり松前町も中予の一つであって、ここの中予という市街地は松前から松山に1603年にお城が移って、その後、今の松山市の中心市街地が形成されていった経緯があります。自治体が重信川で分かれてるんです。分かれてるがために開発が、松山平野っていう、道後平野とも言いますが、その平野全体で考えたときに本当に平野としてうまく活用できてるのかなって思うんです。

例えば、瀬戸内の広島市に行ったときは、広島市という一つの自治体で広島平野を全部開発してます。僕たちが位置してる松前町というのは、実は皆さん航空写真でグーグル

マップとかで見てほしいんですけど、道後平野の半分を松前町が占めてるんです、約半分ぐらい。松前町ってグーグルマップでやると松前町が点線で囲まれるので、ぜひ見ていただきたいんですけど、ここを、松前町という場所をうまく活用すること、もうエミフルでも人の流れが入りやすいっていうのは皆さん分かっていると思うんですけども、松前町という場所のポテンシャル、立地している場所のポテンシャルというのを、中予全体で考えたときに、じゃあどこが最適解になっていくかというのを自治体の垣根を越えて松山市さんとも、それから民間事業者の皆さんともお話をしていくことなのかなと思ってます。

当然、日本全体で人口減少という大きな波は変わりません、これは。確実に変わりません。これ人口推計というので出されてますけども、この人口推計はほぼ狂わないんです。ということは、愛媛県も今130万人ぐらいいますけども、80万人に縮小していきます。この中予で考えると、今60数万人、62、3万人かな、3市3町でいますけども、これが40万人なんかに縮小していきます。縮小していくということは、マーケットも縮むという中でですけど、じゃあどこを伸ばしていくかというところも一つ経済成長させるためには必要だと思うので、そのときに、じゃあどの場所だったら人が来やすくてまちづくりの発展性があるか。まさに、アリーナを落として終わりじゃないです。アリーナをつくったことによって、さっき言ったような飲食店街ができたりとか新しい民間の投資が呼び込まれる。これが一番アリーナの大きなやる意義だと思いますので、そのあたりをもう少し皆さんと議論をして、ぜひ松前町にも選ばれるようなお話になれば、つながればいいなと思っております。ありがとうございます。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） さすが町長、何かえらいよう知っとるし、感心しました。

ほで、僕もこれ自分なりに、これがもしできたらということで夢がどんだんどんだん広がるんです。もう本当に無限大、夢は無限大。ほれと、もうちょっとこれ費用的にはかなりでかいですよ。よその自治体では、市債を発行してこれを誘致したというようなところもあるんです、アリーナを。そんなん町債を発行するんかどうかわかんけど。そういうふうなんもちょっと考えていただいて。

それともう一個、僕が言いたいのは、この間の町政懇談会でも言うた、やっぱり橋、これアリーナができるんは多分10年ぐらい向こうやと思うんやけど、僕も生きとるかどうかわかんやけど、そのときにもう橋も1本重信川に架けていただいて、10年あるんで、ゆっくり時間はあると思うんで、そこらの検討もしていただいて、それともう一丁、道路事情が、エミフルさんもあるアリーナもあるというたら多分すごい渋滞すると思うんで、そこらも10年ぐらいあるんでゆっくり考えていただいて、町長、僕が生きとる間にちょっとアリーナをやっていただいて、ほで、こけら落としに矢沢永吉と、そういうふうな夢やけど。

それと、アーバンスポーツパーク、これもちょっとこけら落としで、別に費用要っても構わんです。何やったらメダリストの女子の吉沢恋とか開心那とか呼んでいただいて、こけら落としでちょっとつるんと滑っていただくとか。ほで、報道の人らにも来てもらうて、それをちょっとアピールするというんで、ちょっとここは費用が要ってもええんで、有名どころを呼んでいただきたいんです。

それと、もう一つちょっと懸念するんが、この間も松前の町民が言った、そんなん200億円も300億円もかけて何で町がせないかんのぞというてえらい怒っとる人もおりました。ほで、後ろに愛媛新聞さんもおりますが、町でやるんか報道でも、これは行政が金出すんやない、民間さんが、言うたら広告料やスポンサー料を出してこれを賄っていくということで、松前町がするんは誘致だけなんやということを確認にやってもらわんと、松前町のごく一部かどうか分かりませんよ、何で松前の税金使うて200億円もかけるんぞという人もおるんで、そこらはちょっと履き違えせんように、町の広報とか愛媛新聞さんにちょっと書いてもらうとかして、そういうふうなちょっと誤解がないようにやってもらわんと、なかなか反発もあると思うんで、そこら上手に。

それと、もう一個言いたいんは、町長、これかなりビッグなあれなんで、松山市ね、市議会議員がアリーナに結構反対しとんです。これが何でかというたら、議会にも何の報告もなしに勝手に発言したんやというんで、順序が違うんじゃというて、ボタンの掛け違いがあるんで、市議会議員らは結構反対しとんです。やけん、松前町は議会と行政が一体になってアリーナ誘致に向けて、僕らもどんなことができるんか分からんのやけど、協力し合って、ぜひアリーナを松前町へということ、これで僕の一般質問は終わります。ぜひお願いします。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました13番藤岡緑でございます。ただいまから私の一般質問を始めたいと思います。

先ほど、村井議員のほうから夢のある話をいっぱい聞かされて、何か私たちまで浮き浮きしてるんですけど、私のほうの質問は非常に現実的なお話でございますので、ちょっと空気が変わるかもしれませんが、お許しをお願いしたいと思います。

さて、地域コミュニティの存続についてということで、町内会とか子ども会、愛媛県、私たちのところでは愛護班というんですけれども、その存続、特に組織や担い手不足による行事等の継続に危機感があるようになってきました。その対策について考えていきたいと思っております。

地域コミュニティとは御存じのとおり、同じ地域に住む人々がその地域をよりよくするために、住民同士のつながりを深め、協力し合う集団や活動の場のことをいうのですが、

まさに地域の町内会とか愛護班、老人クラブなどがそれに当たります。ですが、残念なことに全国的に過疎化や高齢化、核家族化や個人の価値観の多様化などで地域を支える人々が不足して、加えて住民同士のつながりが希薄になることで組織の維持が難しくなりつつあります。これは、松前町内においても、従来の行事や考え方、それを踏襲するだけでは時代のニーズに合わず、続けていくことが難しく、組織の執行部、お手伝いというか組織を維持していこうとする係の方々や地域住民との考え方の違いや担い手不足などで、いろいろな問題が生じてきております。時には、その会自体が解散してしまうような事態も起きております。

そうなる前に、町として何か方策はないでしょうか。地域のことから地域に任せておけばいいという考え方から、町として広報活動や情報共有の活動など、協力体制を取り合う地域コミュニティに対し、何らかの支援体制が必要かと考え方を変えていく必要があるのではないのでしょうか。

主な活動内容を見ても、防災、防犯、環境美化、見守り、子育て支援、地域イベントの企画など、町の暮らし全般に関わるものであり、地域社会の維持発展に貢献しています。さらに、大災害時には避難所運営から全て、地域の支え合いに委ねられているところが多いのです。

時代背景とともにますます難しくなる地域コミュニティの存続について、町として積極的な方策、例えばNPOや民間団体の連携による構築など、全国的には地域コミュニティの活性化に向けた取組がいろんなところで展開されています。もちろん、宝くじ助成金などハード面での経済的支援も力になりますが、ソフト面での支援として、町の考え方を伺いたいと思います。最初の質問です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、地域コミュニティの存続についてお答えします。

まず、本町における地域コミュニティの現状についてですが、議員御指摘のとおり、全国的な過疎化、高齢化、核家族化、価値観の多様化などを背景に、地域活動の担い手不足が深刻化しており、町内でも町内会、老人会、子ども会などの運営が難しくなるケースが生じています。この状況について、町としても大きな課題と受け止めています。

地域コミュニティは、単なる行事のための組織ではなく、その地域で暮らし、子どもを育てる中で生まれる愛着やアイデンティティを育む住民自治の基盤そのものであり、本町のまちづくりにおいて極めて重要な役割を果たしています。

一方で、地域が何のために存在し、地域行事が何のために行われてきたのか、その価値が若い世代に十分伝わってない現状もあります。地域で暮らすことの意味、子育てをすることの価値、地域行事が子どもの育ちに与える影響などについて、町としても丁寧に伝え

ていく必要があると認識しています。

本来、地域の在り方は、大字を中心とする地域住民が主体的に考え、支えてこられた歴史があります。その主体性を尊重することは極めて重要であり、町が過度に介入し過ぎることは望ましくありません。

しかしながら、昨今の社会状況を踏まえ、地域のことは地域に任せるという考え方だけでは、持続可能性が維持できない段階に来ていると感じています。特に、防災、防犯、環境美化、見守り、子育て支援など、地域コミュニティの活動は町民生活と密接に関連しており、大規模災害時には避難所運営など、行政だけでは担い切れない領域にまで及んでいます。

このような状況を踏まえ、今後は地域の主体性を尊重しながら、町と地域が協力し支え合う体制へと意識を転換していく必要があると考えています。

全国の先進的な取組を見ると、各地で地域コミュニティを再構築する動きが広がっており、幾つかの事例が参考となります。島根県雲南市では、自治会、PTA、老人会などを束ねた地域自主組織を全地区に設置し、行政の地域担当制と連携して住民主体の地域運営を行っています。

長崎県長崎市では、条例により地域コミュニティ連絡協議会を設置し、まちづくり計画に基づく活動に対して交付金を交付するほか、新潟県十日町市では地域ごとに地域自治組織を設け、住民提案型事業に財政支援を行うなど、自立的な地域運営を支えています。

さらに、若い世代の参加を促す仕組みづくりに取り組む自治体もあります。神奈川県小田原市では、若者会議を設置し、若者の提案が行政施策に反映される仕組みを整え、参加意欲の向上に向けた取組を始めています。このほか、町内会でLINEを活用したデジタル自治会を運営し、若者や共働き世帯でも参加しやすい環境づくりに取り組む地域もあります。

これらの全国事例に共通しているのは、地域の主体性を尊重しながら行政が伴走すること、若い世代が無理なく関わる仕組みを整えること、地域行事、組織を目的に応じて見直し、柔軟につくり変えることです。

本町としても、こうした全国の実例を踏まえ、行政職員が地域の活動を側面から支援する体制の検討、若い世代、子育て世代が参加しやすい地域行事の見える化、SNSやデジタルツールを活用したコミュニティ情報の共有、学校や園との連携による地域教育の充実、地域活動負担の軽減につながる仕組みづくりなど、地域コミュニティの持続可能性を高めるための総合的な取組を進めてまいりたいと考えています。

地域コミュニティは、松前町の未来を支える人と人とのつながりの基盤であります。今後も、地域の歴史と主体性を尊重しつつ、行政としてできる限りの支援を行い、住民の皆様とともに持続可能な地域の姿をつくり上げてまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 今、るる答弁をしていただきまして、やはり地域のことは地域でという昔ながらの考え方ではなく、今行政としても積極的にそういったことに対していろいろな方策があることを全国の取組などから参考にされ、見ておられるという現実も分かりました。

私は、さらに一步進めて、そういった方々が、やはり執行部の方がそういった問題に直面したときに、やはりその中で何とか解決しようとするために、そこでもうじり貧になって方法が分からなくて後ろ向きになってしまうということがあって、行政としては手を出して助けてあげたいという体制はつくっているけど、そこへのつながりが今ないと思うんです。

ですから、私は今行政側もそういう考え方を持ってますよと、それからまた私もいろいろ調べてみたんですけれども、地域の取組の応援ポータルサイトっていうのがちゃんとあって、全国の地域コミュニティの活性事業化の内容がいっぱい出てます。

それは、もちろんその自治体だけじゃなくて、民間ベースであったりとかNPOとか、そういったところのも一緒になってそういった皆さんの苦しみから解放して、そしてさらに前向きに、全然今までとは違うけれども、今のデジタル化が進んで前にはできなかったことが今できることがある、人数は少ないけれども、その分非常に利便性のあることができるんだということを知ることによって、非常に地域が活性化するということもあり得るわけです。

その窓口として、やはり私も個人的に町内のある地域の方から匿名で、こういう状況なんでどうしたらいいでしょうかっていうことだったんですけれども、そこへ直接私のほうが入り込んでいくこともできませんし、これはやはり行政全体として取り組んでいただけたらなと思ったら、行政のほうはそういう形でいろんな全国の取組を御存じだと、こういうのがあるということは分かってらっしゃる。だけど、そこでの実際の各地域が繋がってないんです。

だから、私はもしそういったことが出てきたり、執行部が大変困ってるようなことがあった場合に、何かどこかの課でもいいんですけれども相談窓口、そういったものがあるんですよっていうことはちょっと広報していただけたらいいかなと。そうすると、そこから大きなヒントを得て、なるほど、そういった方法があるんだなと、そしたらこういうこともできる、こういうこともできるということで、また執行部に持ち帰って、別の意味で前向きな姿勢で考え方が変わってくるのではないかなと。

本当に皆さん、担い手不足でお困りです。若い方がなかなか時代背景とともに、もちろん少子・高齢化ということもあるんですけれども、皆さんほとんどお仕事も現役の方はあ

るわけですから、夜の会議そのものだけではなかなか前に進んでいかないし、土曜日、日曜日にどうしてもイベントが重なります。そうすると、土曜日、日曜日というのは自宅のこと、自分のことをやらないといけないことが結構多いのに、また出ていかなきゃいけない。だから、もうそんなことをするぐらいだったら自分のそういう家やファミリーを守るだけでも精いっぱいだから、地域のことにはもう最低限にしとこうっていうことでだんだん後ろ向きになってくる。

でも、子どもたちの成長やそういったことに、子どもたちは伝統文化の行事ごととかそういったことにはやっぱり関わっていききたいし、ちょっと距離を取ってみると、やはりこういったことが子ども時代に地域で育てられたなっていう思いがあると、やはりまた地域に戻ってきたいなとか、地域のよさとか魅力というものを再度再確認できるんじゃないかな。その大事な時期を、結局この世代がそういうような時代の流れに翻弄されちゃって、結局うまくできなかつたっていうことにならないようにするために、私は今この危機的な状況をクリアするために、行政もそして皆さんも、地域の方々も両手を組み合っとうまくそこを乗り切っていけば、また新しい道が拓けていくんじゃないかなと思うんです。

ですから、いろんな、この間私も公民館活動の語る会なんかに出ましたら、社会起業家とか、あるいは教育委員会の方々も関わっていただいていますし、学校教育とかとも皆さん関わっていただいていますし、いろいろ課をまたがって町内のことの行事とか、そういったことには出てきてるわけですから、逆に言えば窓口が多過ぎてどこへ行ったらいいのかわかってというのが実際の地域の方々の戸惑いでもあると思うので、どこか一本化というかそういった窓口、そしてそこから、そのことについてはこうですねっていうことでつながっていくことができたらいいなと思うんですが、その窓口対応ということについてはいかがでしょうか。ちょっとその答弁をお願いできたらなと思うんですが。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） 各大字、地区の課題というのは様々あると思います。地区によっても課題は違います。

現在、基本的には町民課のほうで何かあれば御相談を受け付けております。ただ、町民課が全ての行事といいますか、地域の課題に対応できることはなかなか難しいので、そこからつなげれるところについては現在もつないでおりますが、そこが至っていないというのものもあるのかもしれない。

先ほど御提案のあった、結局ワンストップでできるような窓口をとということだと思えますけども、こちらについては今他県の事例でもありますし、今のこの課題というのは全国的な課題でもありますので、松前町にとって、じゃあ各地域でやってるのをまんま引き入れてもうまくいかないことも考えられます。

ですから、そのあたりを踏まえて、松前町にとって何が一番いい選択肢になるかという

のは、これから検討していきたいと思っております。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） まさにおっしゃるとおりで、松前町にとってどういうやり方がいいのかということ、行政として一つの方針というか、いろんなところのことを、ポータルサイトでもいろんな事例が出ております。そういったものを上手にまとめて、松前町としては地域コミュニティ存続のためにはどうしていったらいいのかという、一つのモデル的なものというか、方針というか、そういったものをある程度作っていただいて、そして窓口に来られた方が、町民課が大体その対応になってくるということなんですけれども、来たときにそういったヒントを出していただけるということで、町民の方々は本当に困ったときにどこへ行ったらいいのかなということと、どういうふうにやっていったらこういうことができるのかなっていうことで。

参考になるかどうか分からないんですけども、私の地元のほうではホームページを作って、そして実際に近々の状況というか、ふだんだったら回覧板とかそういったので回ってるんですけども、最低限若い人たちがこの何か月、最近の二、三か月はこんな行事がありますよ、これから先こんな行事がありますよっていうことでホームページを作って、そこへアクセスすれば中が見れるように、だから若い人たちにもそうやって簡単に今地域が何をやってるかなっていうことが見えるようなものも作ったりとかして、そういうことも参考にできたらなというのがありますので、また地域のコミュニティの中で先進事例的なものが、町内でできた中の一つもまたそれを参考例にさせていただいて、つなげていっていただいたらなと思うんですが、私は本当にこの危機感、共有していただいて、行政としてもしっかりと持続のために、持続可能な地域コミュニティになるように、そういういい方法を続けていただけたらなというふうに考えております。

1 問目の質問に対しては以上でございます。

それでは、2 目です。

大規模火災を起こさない消防、防火体制の見直しをということで、先日の大分市の大規模火災で、消火活動の困難さによる延焼、被害拡大はありましたが、人的被害は少なく、避難誘導、共助の在り方に学ぶべきことも多かったのではないかなど。町として、さらなる防火体制強化をということで、お聞きしたいと思います。

それで、11月18日に発生した大分市佐賀関の大規模火災から見えてくる原因に、強風、低湿度など自然条件はもとより、消火活動を阻む問題点も指摘されています。住宅密集地、道路が狭く消防車の進入が困難であったり、古い木造家屋が多く、空家もかなりの割合を占めていたなど、松前町にも地域的に類似するような地区が少なくありません。

日頃の防火体制や消火訓練などで、まずは火災を出さないことが大切なんですけど、住民の高齢化や要支援避難者が多い地域では、集団で隣近所協力し合っただけで、まずは安全な場

所への誘導、避難が第一で、大分市のこの地域では、まさに共助の力でこれだけの延焼規模で犠牲者を最低限に抑えることができたことは、学ぶべき点が多かったのではないでしょうか。

今後、このような大規模火災のいろいろな面から、今すぐできること、中・長期的なスパンで対策を打ち出していかれることを考えます。町として、道路や住空間などインフラ整備には時間がかかると思いますが、空家や高齢者対策については、ハザードマップや避難所誘導計画などの更新に向け、消防団の方々や自主防災会への指導、支援、消防体制の強化を進めていくべきではないでしょうか。

さらには、空家対策、道路幅の狭いところなど、消火を阻むいろいろな問題点についても、今回の事象は様々な取組を見直す機会となったと思いますが、町の考えをお伺いします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子裕之） 大規模火災を起こさない消防、防火体制の見直しについてお答えいたします。

まず、議員御指摘のとおり、今年是全国で大規模火災が相次いでおります。大分県大分市佐賀関で発生した市街地火災、岩手県や今治市での林野火災など、いずれも強風や低い湿度といった自然条件に加え、住宅が密集していること、狭い道路、そして老朽化した空家の存在など、社会的な条件が延焼を拡大させた要因として指摘をされております。

中でも佐賀関地区では、地域の高齢化が進む中であっても、住民同士の迅速な声かけや避難誘導といったいわゆる共助の力によって人的被害を最小限にとどめた点は、大きな教訓であると受け止めております。

本町におきましても、旧市街地など住宅が密集し道路が狭い地域が存在しており、状況が似ている部分がございます。このため、今回の事例を教訓とし、火災を起こさないための予防の徹底、発生時の迅速な初期対応、そして地域の共助体制をより一層強化していくことが重要であると考えております。

次に、火災の予防体制の強化についてお答えいたします。

愛媛県では、本年5月に愛媛県林野火災アラートが新たに設けられ、乾燥注意報や強風など火災が起こりやすい気象条件に応じて、2段階で注意喚起を行う仕組みが導入をされました。

本町においても、防災行政無線、防災速報アプリ、SNSなど様々な伝達手段を組み合わせ、火気の取扱いへの注意喚起や火災リスクの高い天候の周知を引き続き徹底してまいります。

また、国や県からは、火の適正な管理、早期通報体制の確保、延焼を助長する要因の除

去など、火災予防の具体的な見直しについて助言が示されております。これからも、町として地域の特性に応じた予防啓発を進めてまいります。

続いて、空家対策と延焼リスクの低減についてお答えいたします。

大規模火災において、老朽化した空家が延焼拡大の一因となったことは大きな教訓であります。

本町におきましては、老朽危険空家除却補助事業や空家座談会の開催に加え、空家の劣化状況の診断や所有者への適正管理の指導を進めております。

今後は、特に延焼リスクの高い地域において、危険性の高い空家の除却支援を強化し、住宅密集地の火災リスク低減をさらに進めるとともに、雑草や竹林、屋外に放置された廃材など、延焼につながる可能性のある要因につきましても、所有者への指導や地域との協力体制を整えながら改善を図ってまいりたいと考えています。

次に、消防、消火体制の充実についてお答えします。

災害時の活動拠点となる消防団詰所は、地域防災力の中核を担う施設であります。このため、未整備となっている分団の詰所については、早期整備に向けて計画的に進めているところでございます。

さらに、狭い道路が多い地域では、夜間の路上駐車対策、地域内の消火栓や防火水槽の点検など、地域の実情に応じた現実的な消火体制の強化にも取り組んでまいります。

続いて、高齢者の情報伝達と共助体制の強化についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、住民の高齢化が進む地域では、逃げ遅れを出さないことが最大の防火対策であります。そのため、デジタル環境にない高齢者の方にも確実に情報が届くよう、防災行政無線の適正な管理を行うとともに、自主防災組織や消防団と連携し、改めて大規模火災を想定した避難ルートの確認を行ってまいります。

今後も、地域の共助ネットワークをさらに強化し、佐賀県地区の事例に学びながら、地域全体で支え合う避難体制の構築を進めてまいります。

今回の大規模火災は、予防、消火、避難の全てが重要であり、どれが欠けても大きな被害につながりかねないことを改めて示すものでした。本町といたしましても、この事象を重要な教訓と捉え、町民の皆様の生命と財産を守るため、火災予防の徹底、消防団体制の強化、空家対策の推進、高齢者等の避難支援と共助の強化など、総合的な防火体制の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 今お答えがあったように、本当に大規模火災の場合には予防、消火、避難、この3つが非常に重要な部分になると思うんですけども、どれが欠けても大きな被害につながっていくと、これはもうまさにそのとおりなんですけれども、特に高

齢者の避難支援、これなんかがふだんのやっぱり訓練とか、そういったことを実際に共助の体制をしっかりと組んでおかなければ、なかなか大変な時期にそれができるかという、なかなか私はできにくいんではないかと思うので、やはりこれからの避難訓練とかいろんな総合訓練をされるときに、こういった点も地域によっては特にこういったところに強化する、今年は特にここについて強化していこうよというようなことで、自主防災組織についてもそういったところの地域が入っているところ、もうほぼほぼそういったところはどこも関わってくるとは思うんですけれども、一つ消火活動とかそういったものも必要ですけれども、もう大規模火災になったら消火活動はもう個人ではどうしてもできませんので、もう逃げるのが肝腎だと思うので、その命を守るための共助の体制の避難訓練っていうんですか、ここはやはりさらにちょっと見直して、訓練体制を構築していかなきゃいけないんではないかなというふうに思っております。

特に、私ニュースなんかで見えておりますと、車椅子の方とかそういった方が結構これから増えてくると思うんです。家から近所までは歩けるけれども、安全なところまで移動するには、多分車も難しい、そして歩くことも数メートルならできるけど、もうなかなかできることではないといったときに、最低限車椅子でも動けるようなところ、そこに道幅が狭く、また物が置いてあったりとか、先ほどありましたように燃える物がいっぱいあったんでは、これもう本当に危険なことになりますので、そのあたり平常時にいろんなところを点検していただいて、そういったことがスムーズに行われるように、さらに強化していただきたいなと思っております。

それと1点、広報のほうでいろいろと皆さんにお伝えをしているということだったんですけど、最近モバイルバッテリーの火災がよく言われてるんですが、自宅に置いてて、この間もマンションなんかで寝てる間にそういったものが火事の原因になってたりするので、そのあたりとかも、今までにはちょっと考えられなかったようなことが火事の原因になったりとかしてしますので、その辺について広報の中に抜け目はないのか、その辺はどうかと思ひまして、ちょっとお伺いしたいなと思ったんですが。

○議長（住田英次） 金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子裕之） 失礼します。

今、議員さんから御質問いただきました。全国的に、おっしゃられるとおりモバイルバッテリーの火災、結構多発しております。この件につきましては、町で今現在広報まさきに消防署の方が消防署だよりでいろいろお知らせしているコーナーがございます。モバイルバッテリー自体の啓発、注意喚起、今までしたかどうかちょっと今手持ちに資料はないんですが、今後、確かにこういう注意点がやはりありますので、消防署とも相談しながら、住民の皆様が安全にお使いいただけるような啓発活動は今後努めていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 本当に、すぐにできることはすぐにかかっていたきたいし、住民が協力してできることは、既にもう遅くならないうちに早く、早め早めにやっていただきたい。

今回、これは火災ではなかったんですけども、青森のほうとかで大きな地震があったときに、やはり寒い時期の夜の移動のときに車で大移動で、松前町の場合は近いですからそんなことはないと思うんですけども、徒歩が中心で移動するのが基本だと言われてるんですけど、やはり徒歩ができない方、あるいは小さい子どもさんなんかと一緒に場合の移動のときとか、そういったことも私は訓練の中に夜間訓練というのもちよっと入れていただけるように、自主防災のほうでちよっと考えていただけたらなというふうに思ったりもしております。

大体、訓練は昼間やりますので、ですが火災というのは夜起こったときに火が暗い中ですごく燃え上がったときに、人間の恐怖心をさらに引きあげるような、昼間の火事と違って夜の火事っていうのは非常に恐ろしい感じがするんです。ですから、そういった夜間避難というのは、火災だけでなく地震とかそういったものについても関連してくるので、これからはちよっとそういったことも、できるところからやっていったらいいのかなというふうに思いますので、頭の片隅に行政の方も考えていただけたらなというふうに思っております。

以上で私のほうの質問を終わりたいと思います。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

ここで11時まで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時0分 再開

○議長（住田英次） 再開いたします。

6番曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 6番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、総合計画について4点質問させていただきます。

1つ目、観光振興によるまちのさらなるにぎわいづくりについてです。

総合計画の第1編序論、第2章本町を取り巻く状況、4、まちづくりの主要課題、(2)豊かな自然を守るのところに、観光振興による町のさらなるにぎわいづくりを望む声が上がっていますとあります。

令和6年5月に実施したまちづくりに対する町民アンケートの結果をまとめた第5次計

画の現時点における満足度、重要度の散布図では、観光、交流機能の創出は、重要度、満足度ともに低くなっておりませんが、その望む声はどこでどれくらい上がっていたのでしょうか、お聞かせください。

2つ目、基本施策、障がい者、障がい児支援の充実の主要施策の改定についてです。

基本計画において、改定しているものもあれば改定されてないものもありました。一番改定されていたのは、障がい者、障がい児支援の充実でした。目的と方針、現状と課題はほぼ同じですけれども、主要施策は大幅に改定されていました。これは町長の考えからなのか、それとも町民の声からなのか、お聞かせください。

3つ目、障がい者支援の充実と4点の推進についてです。

第1編序論、第2章本町を取り巻く状況、3、町民の意向、(1)アンケート調査の第5次計画の現時点における満足度、重要度には、一方、障がい者支援の充実、道路交通網の充実、持続可能な自治体運営、雇用就労環境の整備、農水産業の振興は、満足度が低く重要度が高くなっているため、今後取組の充実が求められると言えますとありました。

障がい者支援の充実の基本政策を大幅に改定するという事は、ここに特に力を入れていくと思われても仕方ないんですけれども、散布図を見ると、障がい者支援の充実よりも満足度が低い道路交通網の充実、雇用就労環境の整備、農水産業の振興のほうを町民は求めているのではないのでしょうか。

これら4点、障がい者支援の充実、道路交通網の充実、雇用就労環境の整備、農水産業の振興の中でも、特に障がい者支援の充実に力を入れていくのか、町民の声を受けてどのように進めていくのか、お聞かせください。

4つ目、新たな課題についてです。

基本計画の現状と課題の中で、新たな課題が5点出ています。

その中の一つである障がい者、障がい児支援の充実では、支援相談数も増加しているという新たな課題が出ていましたが、主要施策(1)、療育、教育の充実の中に、ライフステージごとに切れ目のない相談支援という課題に対する手だてがありました。私は、これはその課題に対する手だてなんだなと解釈しております。

しかし、次の4点において、その課題に対する解決策等が主要施策の中にありません。

1つ目、環境保全と景観の創造では、新たな課題として不法投棄の防止、2つ目、地域福祉の充実では、地域福祉活動の担い手の高齢化が進んでおり、将来の担い手を確保する対策が必要、3つ目、高齢者支援の充実では、生産年齢人口の減少による影響もあって、支援する側の後継者不足も課題、4つ目、人権の尊重では、今後はより多くの住民や団体に人権教育の取組に参加してもらうことが課題、この4点において解決策等が主要施策の中にない理由と解決策についてお聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 初めに、本町の観光振興に関する望む声が、どのような場面でどれほど上がっているのかというお尋ねにお答えをいたします。

まず、昨年度、総合計画基本計画の中間見直しに併せて実施した町民アンケートでは、御指摘のとおり、観光交流機能の創出は満足度、重要度ともに平均値を下回っております。

しかし一方で、回答者1,018人のうち566人、すなわち過半数の方が重要であると回答しており、散布図だけでは読み取れない一定の関心が確認できます。

さらに、アンケートの自由記述を精査すると、活力あふれるにぎわいづくりの項目では106件中25件、その他では391件中14件が観光振興、交流人口拡大、エミフル周辺の再開発、海岸の活用など、町のにぎわい向上を求める具体的な意見でございました。

また、令和2年の総合計画の基本構想策定時に実施した学生ワークショップでは、エミフル以外に行くところがない、若者が集まる場所が欲しいといった、にぎわいや魅力づくりへの率直な指摘が示され、特に若い世代に潜在的なニーズが存在することが確認されました。

これら、数値と意見の両方の結果を総合すると、たとえ満足度、重要度の散布図だけでは高く見えなくとも、にぎわいづくりを語る文脈で繰り返し観光振興への期待が表れていることから、総合計画の記述として、観光振興による町のさらなるにぎわいづくりを望む声が上がっていると整理をしたものでございます。

さらに申し上げますと、観光振興は単に観光地をつくるということが目的ではなく、人口が減少し内需が縮む将来において、外から新たな需要を取り込み、地域に活力と雇用を生み出す将来投資という側面もあります。

町民から寄せられた意見の多くも、施設の誘致、海の活用、イベント開催など、地域の経済循環やにぎわいの創出につながる具体的提案であり、本町としてもこれを真摯に受け止めております。

今後も、住民ニーズの丁寧な把握に努めるとともに、本町が持つ強みであるエミフルM A S A K Iの集客力や海、田園風景などの地域資源を活かしながら、持続可能なにぎわいづくりに取り組んでまいります。

次に、障がい者・児支援の充実における主要施策が、前回の計画から大きく改定されている理由についてお答えをいたします。

まず、本計画における目的と方針、そして現状と課題につきましては、過去の計画と大きく変えてはおりません。これらは、国の障害者基本法や障害者総合支援法、児童福祉法などの理念を踏まえ、本町が継続して取り組んできた考え方であり、その方向性に変更はありません。

一方で、主要施策が大幅に拡充されている背景には、主に2つの理由がございます。

第1に、国の制度改正や政策動向への対応が必要であった点です。近年、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化をしており、早期発見、早期支援、権利擁護、地域生活支援体制の強化、医療との連携、就労支援の多様化、さらにはユニバーサルデザインや防災、情報保障など、国が重点を置く分野が拡大をしています。

第2に、町民ニーズの拡大に応じて、実態に沿った計画にする必要があった点でございます。

総合計画のアンケートでは、障がい者支援を今後さらに充実すべき分野とする声が多く寄せられております。あわせて、障がい者の高齢化や重度化、介護者の高齢化、支援相談の増加、就労環境の厳しさなど、現場の課題も一層深刻化しています。

こうした実態を踏まえ、町としても相談支援、医療連携、就労支援、権利擁護、文化・スポーツ、防災や情報提供など、多岐にわたる施策を位置づける必要がございました。

したがって、今回の大幅な改定は、私の個人的な考えだけでは施策を増やしたものではなく、町民の声、国の制度動向、現場の実態、この3つを踏まえて、行政として必要な施策を正確に整理した結果でございます。

今後とも、障がいのある方とその御家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、計画に基づく施策を着実に推進してまいります。

次に、障がい者支援の充実よりも満足度が低い施策分野、すなわち道路交通網の充実、雇用就労環境の整備、農水産業の振興などのほうを町民はより求めているのではないかという点についてお答えをいたします。

まず、総合計画のアンケートにおける散布図では、御指摘いただいた4つの分野はいずれも満足度が低く、重要度が高い領域として示されております。これは、町民の皆様が今後さらに力を入れてほしいと感じている分野であることを意味しており、町としても重く受け止めております。

その上で、さきの御質問とも関係しますが、障がい者支援の充実の主要施策を大幅に見直したという点は、特定の分野だけを優先的に強化するという趣旨ではございません。国の制度変更や現場の実態を踏まえ、施策の体系を整理した結果、内容が拡充されたものであり、これは町民ニーズと制度要請の双方による行政的な判断でございます。

では、御指摘の3つの分野、つまり道路交通網の充実、雇用就労環境の整備、農水産業の振興について、町として軽視しているのかと申しますと、当然そのようなことはなく、生活の利便性や地域経済に直結する極めて重要な政策領域として認識をしております。

そのため、道路や交通の整備については、国、県の事業と連携しながら計画的に改善を進めております。

雇用就労環境については、企業誘致や関係人口の拡大、人材育成、また新たな産業創出

に向けた取組を進めています。

農水産業についても、担い手確保、販路開拓、ブランド化など、地域の基幹産業として重要視をしています。

そして、障がい者支援については、制度改正や支援の複雑化に対応するため、施策体系を明確にし、必要な分野を網羅的に整理しながら計画的に施策を実施しています。

また、総合計画における各政策領域の住民ニーズについては、既存の事業等の改善を求め問題が顕在化しているニーズと、将来こうあってほしいという潜在的なニーズの2種類があり、それらを分解し、それぞれ適切な対応をしていくことが重要であると考えております。

町としましては、この視点に立ち、町民の皆様の声を真摯に受け止め、問題が顕在化しているニーズについては、その解決に必要な取組を迅速に行うと同時に、人口減少時代に不可欠な将来こうあってほしいという潜在的なニーズの解決に向け、そのために必要なビジョンを示し、必要な投資も着実に進める。この両輪でまちづくりを進めてまいります。

次に、基本計画の現状と課題の中で新たに示された課題について、その解決策が主要施策の中に明示されていないのはなぜか、またどのように解決していくのかという点についてお答えをいたします。

まず、今回御指摘をいただいた4つの課題、環境保全と景観の創造における不法投棄対策、地域福祉活動の担い手の高齢化、高齢者支援における後継者不足、人権教育の参加拡大については、いずれも社会情勢の変化や地域の状況により、近年特に重要性が増してきた新たな課題でございます。

その上で、これらが主要施策内の項目として個別に明示されていない理由は、総合計画が全ての取組を列挙する詳細プランではなく、大きな枠組みや方向性を示す長期的な指針であるためでございます。

総合計画の構造は、目的や方向性、施策体系、主要施策という大きな階層で整理をしておりますが、主要施策はあくまでも柱であり、全ての細目を記載する性質のものではございません。

特に、今回の御指摘のように新たな課題、また社会の変化によって急速に顕在化した課題は、年度ごとの事業方針や個別事業計画の中で対応していくことが適切であり、総合計画では上位の枠組みとして関連施策の中に包含する形を採用しております。そのため、総合計画に明確に書かれていないからといって取り組まないということではございません。

むしろ、変化の激しい社会において、計画に書かれていることだけを実施するのではなく、状況の変化に応じて機動的、柔軟に対応することこそが行政の責務であると考えております。

具体的には、不法投棄の防止については、環境保全施策の中で監視体制の強化や啓発を

進めています。社会福祉の担い手不足については、若い世代や多様な主体の参加促進、生活支援体制整備事業との連動を進めてまいります。高齢者支援の後継者不足については、地域包括ケアの中で、社会福祉協議会、ボランティア、NPOなどとの連携強化や地域全体で支える仕組みづくりを推進してまいります。

また、人権教育の参加拡大については、学校、地域、団体と連携し、より参加しやすい形での啓発活動を進めていきたいと考えております。

総合計画は、こうした取組を方向づける羅針盤であり、全ての個別施策を網羅的に書き込むものではございません。町としては、町民の声を丁寧に受け止めつつ、必要な課題に機動的に対応する姿勢をもってまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） ありがとうございます。

やはり町民の声をどういうふうに生かしていくかっていう点から踏まえて、私見してみますと、そのアンケートも回収数が1,018件あったと。一般的に言われるのが、母集団が1万人以上だとサンプル数が400を超えると信頼度が高いと言われておりますので、私はそう見たときにこの町民アンケートっていうのは町民全体の意見であると捉えても構わないのかなというふうに解釈をして、今回質問させてもらいました。

先ほどの町長のその細かい意見、それを聞くとすごく納得できる場所があったんですけども、その数値を見ただけ、散布図を見ただけではなかなか理解ができない、そういったところも丁寧にこれから事業等で説明していただけたらなと思います。

1つ町長にお伺いしたいのは、町民の声をどのように生かしていくのか。例えば、施策とか事業によって、あるいは緊急性によって変わると思うんですけども、町長として基本的に町民の声と町長の考え、どのようなバランスでやっていくのか、基本的ですよ。そのあたりをちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 今ほどの質問に対して回答させていただきます。

3つ目の質問で少しお答えをさせていただいたんですけども、ニーズには2つあるという認識でございます。問題が顕在化しているニーズと、将来的なこうあってほしいという潜在的なニーズ、この2つの側面があるというふうに捉えておまして、既に問題が顕在化しているというものに対しては即座に対応していくべきというふうに考えております。はたまた、将来的にこうあってほしい、人口減少を迎える社会にあってもこうやって向かっていくべきだ、これは私の考えとやっぱり町民の皆様との考え、ここのすり合わせがとても重要だと考えております。

私、公約の中でも対話を大切にしていきたいということがございましたので、こういっ

た将来的なニーズに向かっていくときは、必ず皆さんとの対話というのを大切にしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） ありがとうございます。

やはり、町民の声のみ、あるいは町長の考え、方針のみで町政というのは進めてはならない。いかに町民の声を取り入れていくかということが大切やと思います。そのあたりで、しっかり町民の声を聞いていただくのと、緊急性などにより町民の声を無視してやらなければいけないこともあります。そういったときには、丁寧な説明をしていただいたらと思います。

それからもう一点、新たな課題について、これもお聞きするとよく分かりました。私、決算の主要施策成果説明書に、課題があるはずですから入れてくださいということ、これやっぱりPDCAサイクル、これをしっかり機能させてくださいという意味で言いました。しっかり入れていただいたし、それから当初予算にも目的をしっかり入れてください、やはり目的意識を持って共有してその事業なりを進めていくべきだということで、こちらのほうも入れていただいたのですが、やはり総合計画という視点からいうと、その課題が出てきても入れない場合もあると。

ということは、やはりそれぞれの施策、事業でその課題を解決するためにしっかりと方向性を持ってやっていただきたいのと、その課題を明確になっているわけですから、そこから詳しい方向性、こういうふうにして解決していくんだっていうことも併せてよろしくお願ひしたらと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、学校教育施設の維持管理等について、2点質問させていただきます。

1つ目、現在の維持管理についてです。

町民は、アーバンスポーツ構想を進めていくのはよいが、その一方で学校教育施設の維持管理や備品等の整備は十分なのかと心配する声が上がっておそれがあります。実際に、その声は私に届いています。学校教育施設の維持管理や備品等の整備が十分に整っている上で、アーバンスポーツ構想を進めてほしいと思うのは当然のことだと思います。

現在、学校教育施設の維持管理等は十分に整っているのでしょうか、お聞かせください。

2つ目、対応についてです。

以前、維持管理等について私の考えを述べたことがあります。学校現場としては、予算などのこともあるので、いろいろ改修などがあっても教育委員会に上げにくい、そういった雰囲気があるのではないかと。それではいけないので、学校から改修等があれば全て出してもらい、教育委員会のほうで優先順位をつけ、それに応じて改修等を行うようにしてほ

しいなどと伝えたいと思います。

現在どのように対応しているのか、お聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 御質問のうち、私からは、学校教育施設の維持管理等が十分に整っている上で、アーバンスポーツ構想を進めてほしいと思うのではについてお答えをいたします。

まず、アーバンスポーツパーク整備と学校教育施設の維持管理を比較し、どちらを優先すべきかということ論じることが、財源の仕組みや事業の性格の観点から適当ではないと考えております。アーバンスポーツパーク整備は、地方創生関連の交付金や地域活性化事業債を活用し、さらに企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングなど、外部から資金を呼び込むことで町の負担なく整備を目指す官民連携型のプロジェクトでございます。

また、整備後の運営も民営化を視野に入れており、財政負担を極力抑えながら、町の将来のにぎわいづくりや地域活性化に寄与することを目指す取組です。

一方で、学校教育施設の維持管理は、基礎自治体としての基本的かつ重要な責務であり、交付金や特別な有利な起債を活用できないケースが多く、基本的には一般財源で対応することになる分野です。

このように、目的も財源も基本的に異なるため、アーバンスポーツパークをするから学校をしないというのは、言わばトレードオフの関係にあるものではございません。

今後も、子どもたちの学びの環境を最優先に考え、必要な施設の維持管理や備品整備を継続して行い、その上で、アーバンスポーツパークのような外部資金を活用できる取組を別枠として推進し、町の将来に必要なそれぞれの投資について、財源構造や事業目的の違いを踏まえながら両立させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） それでは、私から学校教育施設の維持管理等に係る対応についてお答えいたします。

学校施設は、規模が大きく、全体的に老朽化が進んでいます。教育委員会では、毎年行っている定期点検で把握した改修箇所や、各学校が順位づけした要望事項を集約し、中・長期の施設管理計画である松前町公共施設等総合管理計画との整合性を考慮しながら、施設の安全性、緊急性、衛生環境の確保、教育活動への影響などの観点から、優先順位をつけて予算要求しています。

また、年度途中で緊急に対応すべき案件が生じた場合は、補正予算等で早急に対応をし

ております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） ありがとうございます。

先ほど町長が言われたような、財源の仕組みとか事業の性格の観点から適当とは言えないという答弁があったんですけども、町民からすれば同じなんです。町がしているでしょと。一般財源だろうが、民間を誘致しようが、そこをはっきりしてなかったら、やはり町がしているのだから教育環境はいいですか、これは当然なことだと思いますので、それは町民の声として受け止めていただきたいなということの一つ言っておきたいんですけども、1つ備品とか改修なんですけれども、どんなんですか、これ教育委員会のほうにお伺いしたいんですが、それぞれの学校からある程度出してもらっているのか、この学校はこの予算内で改修なり備品を出してくださいとお願いしてるのか、それはどちらか、ちょっとお伺いします。

○議長（住田英次） 柏原学校教育課長。

○学校教育課長（柏原 正） 失礼します。

施設等の改修につきましては、毎年、学校教育課から各学校に工事箇所の要望の照会をし取りまとめております。学校から提出してもらった改修箇所は、予算や改修できる工事量にも限りがありますので、各校3件を目安に精選していただいた上で、優先順位をつけて提出してもらっているところです。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） ありがとうございました。

もう一件お伺いします。

ある中学校から、子どもたちの自転車置場の屋根とといがかなりひどいんですけども、そこを改修してもらえないだろうかという申請なんかも出ているのでしょうか。

○議長（住田英次） 柏原学校教育課長。

○学校教育課長（柏原 正） 失礼いたします。

今、手元の資料は令和7年度の資料なんですけれども、令和7年度の中学校からの要望事項の中に、自転車駐輪場の屋根の改修の要望はございません。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） これもやはり、私も実際に見に行ってみたんですけども、かなりひどいなというところで、学校現場が出しにくいのかな、これぐらいならいいのかなと思っているかもしれんですけども、やはり地域の方から見ると、あれはひどいな

っていう声が上がっているみたいです。

これ私も以前に言ったことがあるんですけども、小学校の靴箱の前が水浸しになるから排水を直してくれないか、これ数年前に言っていたんです、私が現場におる頃。なかなか直してくれません。現場から教育委員会に申請があったのかどうかは分かりませんが、ここ2、3年前ですか、やっと改修、排水の工事が終わったと。何でもっと早く動いてくれないのかな、あるいは現場が出しにくいのかな、そのあたりをちょっと考えていただきたいなという点は申し上げておきます。

それと、この前ちょっと用があつてある小学校のほうに行きまして、ちょうど休み時間でして、以前私と勤務していた先生とちょっと雑談をする時間がありました。そしたら最後、その先生が、もうちょっと予算取ってくれませんか、私予算を取る権限ないのになと思ひながら聞いていたんですけども、いやいや職員の方々は教育にいっぱいお金をかけとるよと思われている方もいるかもしれませんけれども、やはり学校の施設、町の施設として老朽化に伴い維持管理が要る、これは町の施設であればどこも同じだと思うんです。ですから、予算を取ってほしいっていうのは、やはり教員が日々教育活動を行う中で、消耗品であったり備品であったり、こういったものがちょっと不足しているな、そこをもっと充実してほしいなということだと思ひます。私も、実際そう感じておりました。

12、3年前のことなんですけれども、私が勤務している学校で、2月ぐらいだったか、用紙がなくなりました。その当時はタブレットもない、しかも学力推進が始まって小テストとかプリント類が増えました。教育委員会に用紙がないんだがというと、断られました。どうしたかっていうと、隣の中学校に借りました。年度が替わって用紙が入ってきたらその中学校にお返しすると。

こういったことがあると、何も無駄遣いをしているわけやないんです、教育活動に必要なもの、必要であっても予算の上限を超えているから出せない、これ教育長、町長、どちらでもいいんですが、今回そういうことは、12、3年前はあったんですが、今後そういうことがあっても、やはりもう予算は限られているから出せませんと言うのか、そういったところはどうか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） これは教育委員会というよりも、町全体の話かなと思いますので、私が回答させていただきます。

すごいもうよくこれまでも予算であったり決算を見ていただいているので、うちの財政状況というのも把握はしていただいている状況かと思ひます。これ、僕も職員時代からずっと感じてたんですけども、やっぱりうちの町も、県内でいうとまだ比較的自主財源というのを持っているんですけども、圧倒的に不足をしています。足りないところは、普通交付税という形で国からの補填で何とか事業を回している状態。松前町は特に合併を選択しませんでし

た。過疎地でもないので、有利な起債、起債というのは多分皆さんお分かりだと思うんですけど、借入れですね。借入れがないんですね、うちの町は。

例えば合併してる町は、合併特例債といって10割充当できて7割国が補填するというのがあります。今、貯水槽でも使わせていただけてますけども、緊急防災対策、緊急自債といわれるものです。あれは、防災対策であれば10割のところを7割国が補填する、そういう起債が使えるんです、防災だったら。だから、あれも実施できた。でも、学校の場合はないんですよ。自主財源でやらなきゃいけない。ということは、一般財源の中からやりくりをしなければなりません。

一般財源でやると、先ほど言ったような、こっちやるかこっちやるかみたいな話が当然出てきます。うちの町、合併をしなかった選択のときにかかなり行革にてこ入れをしました。補助金とかいろんな見直しをして、かなり事業のほうもあの時代に削減をしてきた経緯がございます。今言ったら、もうどれもなくなせないような事業です。

それをじゃあ、どうやって教育に回すかっていうと、ある程度の削減、言うたら一般庁舎内のものの細かな部分も削減をしていくと同時に、必要なのは歳入を増やしていくことだと思います。それも税収が増えたら、自主財源です、基幹税はうちの場合は町民税、個人住民税と固定資産税でございます。ここを増やすと、ただ普通交付税の総額が減ってくるので、あまり言うたら自由に使えない分です。だから、今力を入れているのはふるさと納税です。ふるさと納税の部分を伸ばせば自主的な財源として一般財源化できますんで、そこを増やすことによって今足りてないところ、そこに力を入れていくように、そういうふうに対応していきたいと思ってます。

もうすぐ当初予算の編成時期も迎えますけど、やっぱり来年度の当初予算というのはなかなか財源的にも厳しい状況がございます。今、松前町も大分ふるさと納税は数年前と比べたら伸びてきましたけど、まだまだ財源不足の状態かなと思ってます。これをいち早く増やして、そういった早急な対応、言うたら問題が顕在化しているニーズだと思うんですけど、そこに早急に対応できる、そういう財政状況をつくり出さなければいけないと、そういうふう感じておるところでございます。

まずちょっと答えになってないかもしれないですけど、今直ちにできるとこととしてはそこかなと思っております。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） あれから各校でも、消耗品費というんですか、需用費というんですか、そちらのほうを少しでも各校上げていただけないかなということを私はちょっとお願いしたいと思うんです。

というのが、もう教育長も分かっておると思いますけれども、先生方、教員は結構自腹、自費でいろんな教材を買っています。教材というても消耗品なんですけど、ビニール

テープを買ったり、赤ペン買ったり、小学校であれば子どもが喜ぶシールを買ったり、これは全部自費です。結構、自費で買っている。あるいは、学校にないから仕方なく買わなければいけない場合もあるんです。

ですから、少しでも各校、そんな100万円、200万円から言いません。10万円でも各校、消耗品費を上げていただいて、各校の実情に応じていろんな物が買える、年度末にそれが余るようでしたら流用して備品を買える、そういうふうにしていただくと先生方は非常に助かるんじゃないかなと思うんです。そんなに100万円、200万円上げと言いませんので、少しでも上げていただいたら、さっき12、3年前の話をしましたが、用紙がないっていうこともなくなる。その辺をちょっと考えていただきたい。

私も、全体のことを考えて、何回も言います、100万円上げてくれ、そんなことは無理です。でも、先生方、教員の負担を少しでも軽くするために、そういったことも考えていただきたいなと思いますので、ぜひ検討してください。

ということで、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

2番池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 議席番号2番、池内邦仁です。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を始めます。

田中町長が言う5つのまちづくり、希望が生まれる圧倒的な子育て支援、希望が続く高齢者に優しいまちづくり、希望が育つ真の教育の町、希望が支える新産業、経済成長戦略、希望が生きる土壌、持続可能な町の基盤整備、この中で今日は、希望が続く高齢者に優しいまちづくり、この観点から、笑顔で暮らせる健康づくりのうち高齢者支援の充実についてを質問させていただきます。

まずは、2020年に策定された第5次松前町総合計画について、中間地点となる2025年に、基本計画の部分についてアンケート調査などを基に見直しされました。高齢者支援の充実の項目に注視すると、評価は全て、コストは現状を維持しながら成果を向上させるべき施策領域となっています。

今回は、その中で、コスト達成度は高いにもかかわらず住民満足度がそれほど高くない次の2点についてお伺いいたします。

まず1つ目は、独居高齢者福祉ネットワークについてです。

成果としては、独居高齢者に対し見守り推進員を配置し、定期的な訪問をするなど、地域で安心して生活できる体制づくりが図られたとあるのですが、にもかかわらず住民満足度が低い原因にはどのようなことが考えられるのか、またその対策はどのようなことを考えているのかについて。

現状課題としては、見守り推進員の高齢化による後継者不足が上げられる中、今後も全

体のコストは現状を維持しながら、引き続き見守り推進員を配置するという方向性が示されています。諸物価などの高騰の折、その考え方で対応可能と判断しているのかどうかについてお答え願います。

2つ目は、松山広域福祉施設事務組合についてです。

報告では、施設として特別養護老人ホーム久谷荘と救護施設みさか荘の円滑な運営が図られているものの、施設の老朽化による補修費の増加、入所者数の減少などに伴う運営経費ひっ迫のため、負担金の増加が見込まれており、施設運営の継続の可否について検討する必要があるとあります。

さきに述べた、コストは現状を維持しつつということを考えて、構成団体である6市町、松山市、伊予市、東温市、久万高原町、砥部町、松前町、ここがかなり知恵を絞る必要があると考えます。

第3期まつやま圏域未来共創ビジョンへの取組が令和8年度から開始されるに当たり、生活関連サービスの向上のためにも、本町としてはどのような提言を行っていくのかについてお答えください。

ちなみに、令和6年3月1日の調査では、久谷荘に4名、みさか荘に1名の入居者がおられましたが、令和7年12月1日現在、各施設の松前町からの入居者は何名いて、幾らの負担金を支払っているのか、また今後の負担金の増加はどの程度になる見込みなのかも併せてお聞かせください。

次は、第9期介護保険事業計画について、1つ質問いたします。

第9期介護保険事業計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画の期間とし、高齢者が生き生きと共に暮らせるまちづくりの基本理念の下、高齢者福祉を推進するため、サービス基盤の整備に向けて、本計画では介護老人福祉施設、特別養護老人ホームですけれども、30床を整備するとありました。

令和7年4月の説明では、事業候補者が県に対して指定申請を行うとありましたが、その後の進捗はどうなっているのかをお答え願います。

最後は、高齢者補聴器補助についてです。

令和7年3月の当初予算では、補聴器補助として75万円の予算が組まれましたが、委員会からは、申請状況を踏まえ、今後補助金額が妥当かという認識が必要との意見がありました。

現状をどのように解析し、補助金額は妥当であったと考えるのか、また近隣市町を参考にして補助金などを決定したとありましたが、今後、町独自の補助制度、特に補助規定の緩和などは考えているのでしょうか、お答え願います。

以上のことについてお答え願います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳） 初めに、独居高齢者福祉ネットワークについてお答えします。

まず、本町では現在41名の見守り推進員を配置し、見守りが必要とされる約380名の独居高齢者等に対し、週1回の訪問により安否確認や生活状況の把握を行っていただいております。地域での孤立防止や安心して暮らせる環境づくりに大きく寄与しており、その御尽力に深く感謝しております。

次に、住民満足度についてですが、総合計画のアンケートでは、見守り支援を実際に受けていない住民の方の回答も含まれており、必ずしも利用者本人や御家族の評価を直接反映したものではございません。

一方で、訪問を受けている高齢者の方々からは、安心につながっている、心強いといった声が多く寄せられており、一定の成果が上がっているものと認識しております。

しかしながら、見守り推進員の平均年齢は70歳を超えており、後継者の確保が極めて難しい状況にあります。こうした体制の持続可能性は、本町としても大きな課題と受け止めております。

また、高齢者の支援ニーズは、孤立感の解消、健康管理、生活支援など多様化しており、従来の訪問だけでは全てに対応し切れない場面も生じております。そのため、本町といたしましては、訪問による見守りを大切にしつつ、地域包括支援センターとの連携強化やICTを活用した見守りの導入など、多様なニーズに応じた柔軟な支援体制の構築を検討してまいります。

今後とも、地域の皆様とともに、誰もが安心して暮らし続けられる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、松山広域福祉事務組合についてお答えします。

まず、本町からの入所状況ですけれども、令和7年11月1日現在になりますが、特別養護老人ホーム久谷荘に5名、救護施設みさか荘に1名、合計6名の方が入所されています。本年度の本町負担金は476万4,000円であり、令和8年度も同程度の負担を見込んでおります。

一方で、事務組合が管理する施設につきましては、建物の老朽化に伴う修繕費の増加、物価高騰や人件費の上昇といった固定費の増加、また一部施設における入所者減による収入減少などが重なり、全体として厳しい財政状況にあります。

将来試算においても、現行の運営を続けた場合は長期的に基金が枯渇する見通しが示されており、現体制のままでの持続は難しい状況にあります。

このため、構成6市町では現在、施設の耐用年数や職員体制の変化を踏まえ、将来的な組織の在り方として、施設規模の縮小や再編など幅広い選択肢について協議が進められて

いるところです。

本町としては、現時点で脱退を検討しているものではありませんが、住民サービスをできる限り維持することを最優先としつつ、今後の組合の方向性について、構成市町として責任を持って議論に参画してまいります。

引き続き、最適な対応策を模索しながら、議員の皆様や住民の皆様にも適時情報共有を行ってまいります。

次に、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備についてお答えいたします。

本町では、第9期介護保険事業計画に基づき、30床の介護老人福祉施設を令和8年度中に開設することとしており、今年4月25日の議員全員協議会において、整備を担う事業者が選定されたことを御報告いたしました。

その後の進捗状況につきましては、まず10月7日に愛媛県から社会福祉法人の設立許可が下り、続いて10月30日には本町において開発許可を行ったところでございます。

今後の手続としましては、事業者は開設予定日の2か月前までに介護老人福祉施設としての指定申請書類を県へ提出する必要があります。事業者は県と事前協議を行い、協議が調い次第、申請書類を提出し、県の審査を経て指定を受ける流れとなります。

本町といたしましては、事業者が令和8年度中の開設を目指して各種準備を進めるものと認識しており、引き続き、事業者及び県と連携し、円滑に整備が進むよう取り組んでまいります。

次に、高齢者補聴器補助についてお答えします。

本町では今年度から、65歳以上の高齢者を対象に、補聴器購入費の2分の1、上限2万5,000円を助成する制度を創設しております。聴こえの改善は、コミュニケーションの円滑化を通じて社会参加を促し、結果として介護予防や認知症予防にもつながることが期待されており、本町として重要な取組と位置づけております。

令和7年12月1日現在の申請者数は35名となっており、内訳は65歳から69歳が4名、70歳から74歳が6名、75歳から79歳が9名、80歳から84歳が8名、85歳から89歳が6名、90歳以上が2名となっております。当初、近隣市町の状況を踏まえて30名分として積算しておりましたが、これを上回る申請をいただいております。制度に対する高い需要を確認できております。

予算不足分につきましては、既存予算の執行残等により適切に対応してまいります。

補助額や要件の妥当性につきましては、近隣市町の制度水準、本町における利用実績を総合的に勘案すると、現行制度で適切に運用できているものと考えております。現時点で具体的な制度見直しは予定しておりませんが、今後の利用動向や他市町の取組状況を注視し、必要性が認められる場合には適切な見直しを検討してまいります。

引き続き、高齢者の方々が地域で安心して暮らし続けられるよう、実情に即した支援の

在り方を検討し、福祉の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 非常によく分かりました。

先ほど、曾我部議員からも総合計画についてはいろいろ御質問もあって、町としては着々と進めているということで非常に安心はしております。

1つだけ、2番目に質問させていただきました介護老人福祉施設30床の、10月7日に県の許可が下りて、10月30日に町の許可が下りたということで、令和8年度中の開設を目指しているということなんですけども、これは30床ということは松前町以外の方も入ってこられる特別養護老人ホームということだと認識しますけども、資料の中に待機者数の見込みは、令和6年2月20日の全協資料ですよ、待機者数の見込みは、介護老人福祉施設が12名、介護老人保健施設が3名、認知症対応型共同生活介護事業所まあグループホームです、ね、が6名とありました。

今回30名ということで、介護老人福祉施設の待機者につきましては改善が見込まれるものというふうに考えますけども、他の待機者に対する計画はどのようなことを考えているのかお聞かせください。

○議長（住田英次） 金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳） 第9期の計画におきましては、御案内のとおり、特別養護老人ホームを30床ということで、まず計画をしております。

その他の入所希望者の方々に対する施設整備につきましては、来年度、第10期の計画を策定するようにしておりますので、その辺りでアンケートでありますとか、あるいは需要の見込み、そういったものを推計させていただきまして、改めて検討をさせていただいたというふうに思っております。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） よく分かりました。引き続き、よろしく願いいたします。

最後、高齢者の補聴器補助についてですけども、これは医師の意見書があれば、例えば骨伝導であったり集音器であったり、そういったものに対する補助も可能なんではないか。それについて、ちょっとお答え願います。

○議長（住田英次） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤真一） この補助につきましては、医師の意見書は必ず取るようにしております。集音器につきましては、骨伝導でありましても、医師の意見がありまして、補聴器としてその人の聞こえに対して確実に効果があるということであれば補助対象としております。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） よく分かりました。

補聴器の補助については、当初の予測よりもかなり多い方が申請しているということがありますので、十分にまた予算を取っていただいで進めていただければと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員の一般質問を終わります。

12時になりますが、このまま進めさせていただきます。

10番影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 議席番号10番、公明党、影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1問目は、感染症についてということで、感染症の最近の状況ということで、2025年11月現在、日本国内に流行している、また報告が増加している主な発症事例としては、インフルエンザ、例年より早い時期、10月頃から全国的な流行が始まっており、地域によっては流行警報が発令されております。2番目には、新型コロナウイルス感染症、3番目、マイコプラズマ肺炎症、4番目、百日ぜき、5番目、RS感染症、RSウイルスによる急性の呼吸器感染症で、特に乳幼児に多く見られ、生涯を通じて何度も感染を繰り返すことが特徴であります。特に注意が必要な人は、初回感染時、特に生後6か月以内の乳児は重症化しやすいと言われております。また、低出生体重児、心臓や肺に基礎疾患がある子ども、高齢者なども重症化のリスクが高い。

最後に、人食いバクテリアとも言われております劇症型A群連鎖球菌感染症、STSSについて、この感染症の全国的な発生状況は、2024年度に入り年間報告は、1999年に統計を取り始めて以降、極めて高い水準で推移しているという非常に警戒すべき状況であります。問題なのは、この菌が常在菌の側面を持っているということです。松前町での事例もあると聞いております。

町民の健康維持に向け、町はどのように感染症の情報収集や対応に努めているのか、具体的に伺いたいと思います。1問目です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

渡部健康課長。

○健康課長（渡部直樹） それでは、感染症の最近の状況についてお答えします。

初めに、全国的な感染症の動向について申し上げます。

今年は、インフルエンザが例年より早い時期から流行し、地域によっては警報が発令されるなど、各種感染症が同時に増加する状況となっております。また、新型コロナウイルス、RSウイルス感染症、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、百日ぜきなども周期的な流行が

続いており、特に乳幼児や高齢者の重症化リスクが懸念されているところです。

続いて、感染症法上、市町村に詳細な発生数の把握義務はないことから、これらの報告は保健所ごとの件数となっており、本町における発生状況を把握することはできないため、中予保健所管内における感染症の状況について申し上げます。

直近となる11月24日から11月30日の報告では、インフルエンザは172件、定点当たり43と前週より減少したものの、依然として警報レベルが継続しております。また、新型コロナウイルス感染症は7件、RSウイルス感染症は1件、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎は16件、百日ぜきについては11月17日から30日の2週間の間に2件報告されております。

マイコプラズマ肺炎や、人食いバクテリアとも言われる劇症型溶血性連鎖球菌感染症については、現時点での報告はございません。

次に、こうした感染症に対して町としてどのように対応しているかについて御説明いたします。

まず、保健所からの感染症情報や国、県からの感染症に係る周知依頼に基づき、必要な周知を町ホームページ等で行っております。

また、保育所、幼稚園、学校におきましては、共通の学校等欠席者・感染症情報システムを活用し、医療機関との間で流行状況や出席停止の状況を随時共有できる体制となっており、その情報を基に、必要に応じて各家庭へメール等による注意喚起や感染予防の周知が行われております。

高齢者施設や障がい者施設につきましては、コロナ禍には本町の保険課や福祉課が連絡を受け、必要な注意喚起を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症が5類疾病に移行した後は、当該施設等から本町へ任意での情報提供があれば把握している状況となっております。

次に、予防接種の取組について御説明いたします。

インフルエンザについては、65歳以上の高齢者を対象に定期予防接種を実施しており、65歳未満の国民健康保険加入者には、保険課から接種費用の助成も行っております。

新型コロナウイルスワクチンについても、昨年度から定期接種化され、65歳以上の方を対象に接種を実施しております。

RSウイルスにつきましては、現在は任意接種となっておりますが、国においては来年度から妊婦への定期接種化が決定されていることから、本町としても接種体制の整備に向け、予算化を進めているところです。

町民への情報提供につきましては、窓口、ホームページ、広報紙に加え、必要に応じてメール配信などを活用し、感染予防や予防接種に関する周知啓発に努めています。

今後も、町民の皆様に必要な情報をできるだけ早期にお届けできるよう、国や県の制度改正に確実に対応しながら、保健所、医療機関、福祉施設等との連携をより緊密に図って

まいります。

また、予防接種制度の見直しが進む中で、町として可能な対策についても引き続き研究を進め、重症化リスクの高い方々を守るための取組も一層充実させるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 現在やられていること、メール等での配信をして、1つには各家庭へメール等による注意喚起や感染予防の周知が行われているということも知りまして、非常にきめ細かな対応をさせていただいていると安心しております。

L I N Eで健康課からの情報というのを発信される、それは承知しております。今後とも、きめ細かなそういう発信ということについて進めていっていただきたいということを望みます。

この感染症について、その予防策というのはもうコロナと一緒に本当に手洗いやうがいやマスクというふうなことが防衛策というか、予防策というふうに言われております。これは、いわゆる教育の面でもやはりそういう習慣づけるようなそういう教育は維持すべきだろうと思います。

また、先ほどの人食いバクテリアなどは、保菌している状態でも感染しないというのがあります。というのは、その人の免疫力というか体力というか、そういったことに起因して発生するかしないかという要因があるようです。そういった意味では、高齢者、独身、独居老人などに関わる介護担当の部署が、そういった感染にかかりにくい体質といたらおかしいんですが、そういったものに睡眠、あるいは食事のバランス、そのあたりを訪問した時点でやはりきめ細かく気を遣ってアドバイスできる、そういう体制も取っていただいたら高齢者に対しては非常に有益なことになるのではないかというふうに思いますので、引き続きしっかりと町民のためにこれまでの対応をさらに続けていただきたいと思っております。

次に2問目、公会計について。公会計を町財政運営に活かすにはということで、砥部町では公会計の実務に活用しております。中・長期的なコストの見える化と削減、あるいは予算要求への財務書類の活用促進をして、3番目には政策評価と財政運営の効率化ということで、財務書類を活用して予算を組み執行、再び財務書類で評価するというP D C Aサイクルを確立し、持続可能で効率的な財政運営を実行するとしております。

財務会計システム内で、日々の支出処理に公会計上の財務仕訳を連動させる仕組みを採用しております。この仕組みは、年度末に一括で処理を行う従来の方式から、日常的な処理を通じて公会計データを積み上げる方式へと移行しております。実質的に月次処理にも近い、それに必要な環境を整えております。単なる決算書の作成にとどまらず、予算編成

への活用を目的としているため、データの正確性とタイムリーな処理を重視しております。

財務会計システムにおいて、公会計上の区分、財務仕訳に細かく設定し、支出の取引が発生するたびに連動させております。

年度末に膨大な量の仕訳を処理するのではなく、日々の業務の中で公会計のデータ、発生主義情報を積み上げていく、これは月次処理や日次処理の前提となるシステム運用で、財務諸表は内製化できております。当町の公会計の取組をお伺いいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

中村財政課長。

○財政課長（中村明博） 公会計を町財政運営にどう活かしていくかについてお答えします。

まず、本町の公会計の取組状況について申し上げます。

松前町では、総務省の統一的な基準に基づき、固定資産台帳及び財務書類を毎年度作成しております。令和5年度決算分まで作成が完了しており、現在は令和6年度決算分の作成を進めているところです。

財務書類の作成方法は外部委託により実施しており、完成時期は決算が確定する年度の年度末までに完成させています。今年の9月定例会で認定いただいた令和6年度決算分については、今年度末までに財務書類を完成させる予定です。

議員御指摘の、砥部町のような日々の支出処理と公会計上の仕訳を連動させる仕組みについては、本町で使用している財務会計システムには公会計仕訳機能が搭載されていないため採用しておりません。

このため、発生主義データを日常的に積み上げる日次、月次処理や財務諸表の内製化といった高度な運用は実施できておらず、公会計データの内部活用についても十分とは言えない状況です。

次に、公会計情報の活用状況について申し上げます。

予算要求や査定において、財務書類を直接活用する仕組みは導入しておりませんが、公共施設等総合管理計画においては、減価償却費の公会計情報を参考とし、施設の老朽化状況や更新需要の把握に活用しております。

一方で、政策評価や意思決定における体系的な公会計データの活用には至っておらず、将来負担の詳細な分析についても、公会計を用いた算定は実施していないのが現状です。

最後に、今後の方向性について申し上げます。

砥部町のような高度なPDC Aサイクルを構築するためには、システム改修や日々の業務における仕訳連動など、前提となる環境整備が必要となるため、現時点で同様の仕組みを直ちに導入する予定はございません。

しかしながら、公会計情報は町の行財政運営をより客観的に分析し、持続可能性を高めるための重要なツールであると認識しております。予算編成や施設更新の検討など、財政運営上有効と見込まれる場面における活用の可能性については、今後も研究を進め、必要な改善を随時検討してまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 御答弁ありがとうございます。

誠に正直な現状の体制ということで、それが正直なところだろうと推測しておりましたが、砥部町などもこういうシステムを導入するには、1人のリーダーが職員を引き込んでいろいろ勉強会をやって、恐らく最終仕上げの形にするのに10年方、それはちょっとよく分かりませんが、長い期間かけてやっております。

ですから、松前町のように、言ったらあれですが、国から言われてやりなさいよというふうなパターンで立ち上げたんでは、到底砥部町のようなシステムというか仕組みを構築する時間もないし、というのは私なりに理解しております。

ここで申し上げたいのは、時間をかけてでも一等最初からやるわけじゃないんで、そういった砥部町とかの先進事例を参考にしながら、できるだけ早くこの公会計を利活用できるような体制を作っていただきたいというのが私の今回の質問の主要でございます。

この公会計のについて申し上げとくのは、東京都は2006年度に全国に先駆けて新公会計制度を導入しました。その意味合いで、負債の見える化ということが中心で、複式簿記導入によって従来の会計では把握しにくかった他会計からの借入金などの負債が明確になりました。その解消に向けた財政運営の取組が進められ、これはもう行政の規模自体が違いますからあれですが、約2兆円の財源確保につながったとされております。

この公会計の概念を取り入れた新公会計制度の導入は、財務の情報の見える化とコスト意識の改革を促し、結果として東京都の財政の健全化と持続可能性の強化に貢献したと言えますという評価がございます。

もう一つ、身近なところで西予市の財政基金について問題化されておりますが、西予市が現在の財政危機に至る前にやれることはなかったのかという点について、財政基盤の脆弱性が顕在化する前から危機を予測し、早期に構造改革に着手すべきでなかったかという声が市議会、あるいは市民からも多く上がっていると聞きます。

これを新公会計の視点から推察してみましたら、自治体の真の財政状況を把握し、対策を打つ上で最も有効な手段が新公会計制度ではないかと私は考えます。

○議長（住田英次） 影岡議員、質問を簡潔にちょっとまとめてもらったらと思いますが……

（10番影岡俊範議員「はい、分かりました」の声あり）

もし、再質があるようでしたら。

○10番（影岡俊範議員） はい、分かりました。

これから述べたかったのは、要は新公会計制度が将来を推察した上でその地方財政をいかに健全にしていくツールであるということと申し上げたかったので、それには時間がかかってもいいですから、いわゆるこういう諸表を出す、作成することが目的ではなく、そのデータ、その分析をして、それを予算編成に反映すると、そういうふうな形で戦略アクションを取っていただきたいというのが、私の質問ではなく意見で、要望でございます。

以上、私の一般質問を終了いたします。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 城 村 ト キ 子

松前町議会議員 影 岡 俊 範

12月22日（第3号）

令和7年第4回松前町議会定例会会議録

令和7年12月22日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

3番 池田幸子

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田中浩介
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	金子貴徳
産業建設部長	山田善仁
出納局長	仙波晴樹
教育委員会 事務局長	住田民章
総務課長	平村展章
財政課長	中村明博
税務課長	塩梅敬介
危機管理課長	金子裕之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	佐藤 真一
保険課長	楠田 洋子
子育て支援課長	大西 雅弘
健康課長	渡部 直樹
まちづくり課長	大政 邦弘
産業課長	大塚 英輔
会計課長	田中 俊臣
上下水道課長	住田 俊哉
学校教育課長	柏原 正

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	田中 志延
議会事務局 書記	徳本 敏子

令和7年第4回松前町議会定例会

議事日程表

No. 3

令和7年12月22日（月）

午前10時30分

開議

- | | | | | |
|--------|---------------|--|----|----|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | | | |
| 日程第2 | 議案第66号 | 松前町職員の旅費に関する条例 | | |
| 上程 | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第3 | 議案第67号 | 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 | | |
| 上程 | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第4 | 議案第68号 | 松前町水道事業給水条例及び松前町下水道条例の一部を改正する条例 | | |
| 上程 | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第5 | 議案第69号 | 松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の指定期間の延長について | | |
| 上程 | 委員長報告（文教厚生） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第6 | 議案第70号 | 令和7年度松前町一般会計補正予算（第5号） | | |
| 上程 | 委員長報告（予算決算） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第7 | 議案第71号 | 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | | |
| 上程 | 委員長報告（予算決算） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第8 | 議案第72号 | 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号） | | |
| 上程 | 委員長報告（予算決算） | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 追加日程第1 | 議案第73号 | 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | | |
| 上程 | 提案理由説明 | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 追加日程第2 | 議案第74号 | 令和7年度松前町一般会計補正予算（第6号） | | |
| 上程 | 提案理由説明 | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 追加日程第3 | 議案第75号 | 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） | | |
| 上程 | 提案理由説明 | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 追加日程第4 | 議案第76号 | 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） | | |
| 上程 | 提案理由説明 | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 追加日程第5 | 議案第77号 | 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号） | | |
| 上程 | 提案理由説明 | 質疑 | 討論 | 採決 |

追加日程第 6	議案第78号	令和 7 年度松前町水道事業会計補正予算（第 1 号）
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
追加日程第 7	議案第79号	令和 7 年度松前町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
	閉 議	
	町長挨拶	
	閉 会	

○議長（住田英次） 開会に先立ちまして御報告いたします。

3番池田幸子議員から欠席届が提出されています。

午前10時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

11番稲田輝宏議員、12番村井慶太郎議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 議案第66号 松前町職員の旅費に関する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

日程第3 議案第67号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第2、議案第66号松前町職員の旅費に関する条例及び日程第3、議案第67号松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 去る12月9日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第66号及び議案第67号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第66号は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行等を考慮し、宿泊費の上限額を引き上げ、経済社会情勢の変化に対応するほか、町費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第67号は、松前町職員の旅費に関する条例の全部改正を考慮し、宿泊費の上限額を引き上げ、経済社会情勢の変化に対応するほか、規定の整備を図るため、所要の改

正を行うものです。

審査において、今回の旅費の改正は、各組合においても同様の改正が行われるのかとの質疑があり、各組合での対応にはなるが、各組合も国家公務員の旅費規定に基づいているはずなので、同様の改正が行われると思うとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第66号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第67号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第67号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員長の報告どお

り可決されました。

~~~~~

**日程第4 議案第68号 松前町水道事業給水条例及び松前町下水道条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（住田英次） 日程第4、議案第68号松前町水道事業給水条例及び松前町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 去る12月9日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第68号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第68号は、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者等から指定を受けた者等に給水装置工事又は排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、他の水道事業者等から指定を受けた者であっても給水装置工事又は排水設備等の新設等の工事を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものです。

審査において、大規模災害時に多くの外部業者が応援に来た場合、どのように業者の認定や管理を行い緊急時の対応を行うのかとの質疑があり、国や県、水道協会等が応援業者を取りまとめ、そのリストを町が窓口やホームページなどで公開することになるとの答弁がありました。

次に、他県からの応援が来るまでには時間がかかり、被災直後の漏水等の対応には間に合わないと考えられる。今回の条例改正は、被災後の落ち着いた時期に、町内の業者不足を補うため、町外の業者による復旧作業を円滑にするためのものであるという認識でよいかとの質疑があり、被災直後の給水管の破損による漏水などの対応については、管理者が本管や止水栓を止めるなどの対応が考えられる。今回の条例改正は、町民が住宅の復旧を行う段階での体制を整えるためのものであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第69号 松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の指定期間の延長について(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第5、議案第69号松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の指定期間の延長についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長稲田輝宏議員。

○文教厚生常任委員長(稲田輝宏議員) 去る12月9日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第69号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第69号は、令和7年度に松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の運営権者の公募を行ったが応募がなく、再度公募を行う期間が確保できないことから、現指定管理者の指定期間を1年延長し、令和8年度についても引き続き管理を行わせることとするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査において、PFIの応募がなかったことについて検証スケジュールに関する質疑があり、前向きに検討していた事業者もいたため、参加を検討していた事業者からヒアリングを9月末から10月上旬に行った。その結果を踏まえて、次回どのような手法で募集を行うかを検討していくとの答弁がありました。

次に、応募要綱にあるPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合の事業の取消しについての考え方と決定事項の公表についての質疑があり、検証が終わった段階で、PFI事業として実施が困難であると判断された場合に取り消す手続を行う考えで、決定事項の公表は要綱に基づきホームページで行うとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御

報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第69号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第70号 令和7年度松前町一般会計補正予算（第5号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第7 議案第71号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第8 議案第72号 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第6、議案第70号令和7年度松前町一般会計補正予算第5号、日程第7、議案第71号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号及び日程第8、議案第72号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号の3件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長田中周作議員。

○予算決算常任委員長（田中周作議員） 去る12月9日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第70号から議案第72号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第70号令和7年度松前町一般会計補正予算第5号は、1億2,925万5,000円を追加し、総額を153億1,273万5,000円とするものです。

審査の過程において、総務部所管等については、第5分団消防詰所の敷地面積についての質疑があり、敷地面積は493平方メートルで、建物については同様の大きさだが、敷地面積は各詰所の土地の形状により異なるとの答弁がありました。

また、第3分団消防詰所の設計費と比較して25%高くなっている要因はという質疑に対しては、第5分団は造成の設計が必要となるため設計費が高くなっているとの答弁がありました。

続きまして、産業建設部所管については、県営事業負担金について、県の港湾事業の総額と町が負担する金額の割合についての質疑があり、5つの港湾事業の総事業費は1億1,226万2,000円で、そのうち町の負担額は2,542万1,000円となるとの答弁がありました。

続きまして、教育委員会所管については、中学校のクラスの増加に伴う給食の提供に必要な備品を購入することについて、増加人数についての質疑があり、北伊予中学校は67名が卒業して来年度の1年生が81名、松前中学校は112名が卒業して来年度の1年生が123名となる予定であるとの答弁がありました。

次に、小中学校体育館の空調整備設計費について、各小学校と各中学校体育館の設計費が同額である。小学校体育館と中学校体育館は延べ床面積や空調する面積が異なるのに、同じ金額になるのはおかしいのではないかとの質疑があり、国の示している図面目録という設計基準に基づき設計しており、必要となる図面枚数を基準に費用を算定している。体育館は、構造や用途が似ており、必要となる図面枚数は同程度であるため同額となったとの答弁がありました。

次に、文化センターの管理について、10年間のPFIによる年間コストと比較して来年1年間の指定管理費のほうが安くなっている点について、PFIを導入することでコストが上がっているのではないかとの質疑があり、来年1年間の指定管理費はこれまでの5年間の単年度の指定管理の金額を基礎にしており、物価高騰等による不足額は見込んでいない。PFI事業の債務負担額には、物価高騰による増額や指定管理業務にはなかった内容等の金額が見込まれており、金額を直接比較するのは難しいとの答弁がありました。

続きまして、保健福祉部所管については、障害児通所給付事業について、利用された方のアンケートや聞き取りは行っているのか、現場、家族、行政それぞれが考えてることにずれがないのかどうか検証が必要ではないかとの質疑があり、このサービスを受けるに当たっては、相談支援をする専門の職員が、本人はもちろん家族のアセスメントをして目標を立て、その目標に対してどのような評価であったかを常に検証しているとの答弁がありました。

次に、老人ホーム入所措置事業について、和楽園への措置の人数について質疑があり、本人が希望して入所する特別養護老人ホームとは目的が違い、和楽園への入所は、社会的、経済的な要因でどうしても在宅で生活できない理由がある方を町が措置しており、近

年は25名前後で推移しているとの答弁がありました。

次に、福祉課所管の扶助費の不足について、補正予算が常態化しているが、適正、適切な当初予算編成となっているのか、もっと精査するべきではないかとの質疑があり、前年度の実績見込みを基に翌年度の当初予算を編成しているが、障がい者の給付は変動が多いので、当初予算時に全てを見込むのは難しいとの答弁がありました。

委員からは、当初予算の作成時には十分精査し、適切な予算編成に努めてほしいとの意見がありました。

次に、乳児等通園支援事業について、今後の予算編成にどのくらい計上されるのかとの質疑があり、国の施設型給付の根拠が示されていないため、現時点でははっきりとしたことは言えないが、携帯電話の使用料や人件費等が見込まれるとの答弁がありました。

また、対象者や施設数についても質疑があり、ゼロ歳児69名、1歳児78名、2歳児83名であり、施設数は町立、私立で各1か所の開設を予定しているとの答弁がありました。

次に、私立保育園委託事業と教育・保育給付事業について、財源内訳の県費と一般財源の割合が説明の4分の1と差異があるのはなぜかとの質疑があり、事業によって職員の数や公定価格、預かっている子どもの状況により単価が変わり金額が決まってくる。その財源の内訳については細分化されており、厳密には何割ということにはならないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第71号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は4,261万5,000円を追加するもので、不足が見込まれる療養費及び高額療養費の負担金を追加計上するほか、令和6年度の普通交付金及び特別交付金の精算に伴う償還金を計上するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第72号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定に223万円を追加するものです。

保険課所管分は、令和7年度の税制改正に伴い、システム改修を行うため委託料を計上するほか、国の交付金の確定に伴い、介護保険事業運営基金繰入金を減額するものです。

福祉課所管分は、ケアプランの委託件数が当初見込みより増加したことによる委託料の追加や、福祉活動に対する寄附金を活用して認知症カフェで使用する備品を購入するほか、国からの交付金の確定に伴い財源を振り替えるものです。

また、サービス事業勘定においては、繰越金の額の確定に伴い財源の振替を行っています。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第70号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第70号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第71号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第71号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第72号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第72号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りします。

ただいま田中浩介町長から、議案第73号から議案第79号までの議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第73号から議案第79号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第1 議案第73号 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)**

○議長(住田英次) 追加日程第1、議案第73号松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) それでは、追加の議案書の3ページをお開きください。

議案第73号について提案理由を申し上げます。

人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し、職員等の給与等を改定するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長(住田英次) 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第73号について補足して説明いたします。

議案書は3ページからですが、参考資料で説明します。

参考資料の3ページを御準備ください。

この条例は、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し、公民の給与格差に基づく職員及び特別職の給与を改正するため、関係条例を改正するものです。

条例改正の概要ですが、1の(1)職員の給与改定では、一般職の給料について、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に今年度4月1日付で給料表を改定し、給料を引き上げるものです。

次に、(2)及び(3)の期末手当、勤勉手当ですが、今年度の12月分の両手当の支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げ、期末手当については100分の125月分から100分の127.5月分へ、勤勉手当については100分の105月分から100分の107.5月分とします。

なお、期末手当、勤勉手当ともに令和8年6月と12月の支給割合を調整し、支給割合を平準化することとしています。

次に、(4)の通勤手当については、今年度4月1日付で支給額を改定し、片道10キロ以上の距離区分に応じて200円から7,100円引き上げます。

なお、片道65キロ以上の区分については、令和8年4月1日から適用します。

続いて、4ページ、2の特別職の給与改定については、今年度の12月期末手当を0.05月分引き上げ、100分の172.5月分から100分の177.5月分とします。

また、この特別職の期末手当についても、令和8年6月と12月の支給割合を調整し、支給割合を平準化することとしています。

次に、3の会計年度任用職員についても、先ほど説明した一般職と同様に取り扱うこととします。

以上で議案第73号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第73号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案どおり可決されました。

~~~~~

- 追加日程第2 議案第74号 令和7年度松前町一般会計補正予算(第6号)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 追加日程第3 議案第75号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 追加日程第4 議案第76号 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 追加日程第5 議案第77号 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)(上程 提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 追加日程第6 議案第78号 令和7年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 追加日程第7 議案第79号 令和7年度松前町下水道事業会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 追加日程第2、議案第74号令和7年度松前町一般会計補正予算第6号、追加日程第3、議案第75号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号、追加日程第4、議案第76号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号、追加日程第5、議案第77号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号、追加日程第6、議案第78号令和7年度松前町水道事業会計補正予算第1号及び追加日程第7、議案第79号令和7年度松前町下水道事業会計補正予算第1号の6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 追加議案書、予算の3ページをお開きください。

議案第74号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製したため、同法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものです。

その内容は、人事院勧告に伴う人件費及び物価高対応子育て応援手当の支給に係る費用の追加でございます。

予算の議案書3ページでございます。

議案第74号令和7年度松前町一般会計補正予算第6号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,494万9,000円を追加し、総額を154億8,768万4,000円とするものです。

なお、補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が1億279万3,000円の増、一般財源が7,215万6,000円の増となっております。

内容につきましては、大西子育て支援課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） それでは、議案第74号子育て支援課所管の補正予算について、補足して御説明いたします。

初めに、歳出予算について御説明いたします。

予算の追加議案書19ページをお願いいたします。

3款2項6目物価高対応子育て応援手当給付事業費、補正額1億219万1,000円は、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当子ども1人当たり2万円を支給するために必要な経費を追加計上するものです。

主な経費の内訳は、給付事務に係る職員の時間外勤務手当101万6,000円、通知に使用するはがきなどの消耗品費4万8,000円、通信運搬費26万7,000円、手当を振り込む際の手数料31万円、システム改修に係る委託料55万円、子育て応援手当となる補助金1億円、合計1億219万1,000円です。対象者は約5,000人で、財源は全額国費となっております。

続いて、歳入予算について御説明いたします。

予算の追加議案書16ページをお願いいたします。

16ページの上段、14款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、補正額1億222万7,000円のうち物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金1億円、同事務費補助金219万1,000円、合計1億219万1,000円は、先ほど歳出予算で御説明いたしました物価高対応子育て応援手当に係る国の補助金です。

以上で議案第74号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 暫時休憩いたします。

午前11時5分 休憩

午前11時6分 再開

○議長（住田英次） 再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それでは、追加の議案書、予算29ページをお開きください。

議案第75号から議案第79号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製したため、同法

第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書31ページ、お開きください。

議案第75号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万7,000円を追加し、総額を29億8,974万4,000円とするものです。

続きまして、予算の議案書47ページをお開きください。

議案第76号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万4,000円を追加し、総額を5億9,689万8,000円とするものです。

続きまして、61ページをお開きください。

議案第77号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ405万7,000円を追加し、総額を31億5,086万6,000円とし、既定の介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万6,000円を追加し、総額を1,674万6,000円とするものです。

次に、88ページをお開きください。

議案第78号令和7年度松前町水道事業会計補正予算第1号は、既定の収益的支出の予定額を136万2,000円、資本的支出の予定額を13万2,000円増額をするものです。

続きまして、102ページをお開きください。

議案第79号令和7年度松前町下水道事業会計補正予算第1号は、既定の収益的支出の予定額を83万2,000円、資本的支出の予定額を20万8,000円増額するものです。

以上が各会計の補正予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第74号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第74号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案どおり可決されました。

議案第75号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第75号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案どおり可決されました。

議案第76号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第76号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案どおり可決されました。

議案第77号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第77号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案どおり可決されました。

議案第78号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第78号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案どおり可決されました。

議案第79号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第79号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案どおり可決されました。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。  
お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。  
以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。  
閉会に当たり、町長より挨拶があります。  
田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議長の許可をいただきましたので、令和7年第4回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。提案させていただきました全ての議案について議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりましては十分に配慮をしてみたいです。

さて、今年一年の世相を表す今年の漢字には熊が選ばれましたが、本町の今年一年を表す漢字1文字は何かと考えたとき、私は様々な課題にチャレンジする挑戦の挑だっただけだと思っています。

挑には、挑む、仕掛ける、誘いかけるなど、アクションを起こすという意味があります。人口減少と少子・高齢化の中、変化を恐れず挑戦を重ねる姿勢で未来を切り拓く取組や、未来を担う子どもたちから発せられたアーバンスポーツパーク設置の声を形にするスポーツエンターテインメント構想の発表など、町の現在と未来に向けてアクションを起こした1年ではなかったかと思えます。

そして、このアクションの歩みは、町民の皆様と、そして議員各位の御理解、御協力によって進めることができていると、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

終わりに、議員各位をはじめ町民の皆様つつがない御越年と、皆様にとりまして輝かしい幸多き年となりますことを心から願いまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長(住田英次) これにて令和7年第4回松前町議会定例会を閉会します。

午前11時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

